

議 事 日 程 (第 2 号)

令和2年12月9日(水曜日) 午前10時 開議(本会議)

- 日程第 1 ※一般質問
※一般議案
- 日程第 2 議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 3 議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 4 議第80号 令和2年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 6 議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)
※条例案件
- 日程第 8 議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第85号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議第86号 遊佐町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について
※事件案件
- 日程第11 議第87号 新庁舎備品の取得について
- 日程第12 議第88号 スクールバス(中型)の取得について
- 日程第13 議第89号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について
- 日程第14 ※補正予算審査特別委員会の設置について

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 議 員 氏 名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	本	間	知	広	君	2番	那	須	正	幸	君	
3番	佐	藤	俊	太	郎	君	4番	佐	藤	光	保	君
5番	齋	藤		武	君	6番	松	永	裕	美	君	
7番	菅	原	和	幸	君	8番	赤	塚	英	一	君	
9番	阿	部	満	吉	君	10番	高	橋	冠	治	君	
11番	斎	藤	弥	志	夫	君	12番	土	門	治	明	君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町 長	時	田	博	機	君	副 町 長	本	宮	茂	樹	君	
総 務 課 長	堀			修	君	企 画 課 長	高	橋		務	君	
産 業 課 長 兼	佐	藤	啓	之	君	地 域 生 活 課 長	畠	中	良	一	君	
農 委 事 務 局 長	中	川	三	彦	君	町 民 課 長	高	橋	晃	弘	君	
健 康 福 祉 課 長	佐	藤	光	弥	君	教 育 長	那	須	栄	一	君	
会 計 管 理 者	高	橋	善	之	君	農 業 委 員 会 会 長	佐	藤		充	君	
教 育 委 員 会												
教 育 課 長	石	垣	ヒ	口	子	君	代 表 監 査 委 員	金	野	周	悦	君
選 挙 管 理 委 員 会												
委 員 長												

☆

出席した事務局職員

局 長 佐 藤 廉 造 議 事 係 長 東 海 林 エ リ 書 記 瀧 口 めぐみ

☆

本 会 議

議 長（土門治明君） おはようございます。ただいまより本会議を開きます。

（午前10時）

議 長（土門治明君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員としては全員出席しておりますので、報告いたします。

上衣は、自由にしてください。

また、発言する際、マスクは自由に外してください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

6番、松永裕美議員。

- 6番（松永裕美君） おはようございます。第542回遊佐町定例議会2日目におきまして、私からも通告に従いまして壇上からの一般質問をさせていただきます。

日々の暮らしの中の困り事や大変なこと、たくさんのいろんなトラブルを町民の皆様から相談され、苦慮するようなことが起きたら真摯に相談に乗り、対応して、トラブルが二度と起きないようにするという、どう改善するか目的意識を持ち、見えづらかった町の課題を一つでも可視化することで、改善策に力を注ぐことで、それが町村議員としての大切な仕事だと思って日々業務に取り組んでおります。

地方の小さな自治体で目立つ人口減少や若者の流出、今までに経験したことのない高齢化社会への突入について、本町だけではなく、どの地方自治体も日々頭を抱えております。人がいなくなってコミュニティーの基礎自体が失われかけているような地域ばかりが目立つかといえば、決してそうではないと私は考えます。危機感を強くし、早めにアクションを起こし、やる気のある町村は何らかの形で必ず残ると私は信じております。人口減少の課題と一口に言っても地域によっては大きな違いがあると見受けられますので、それをできるだけ何が問題でどうすれば解決できるかを総合的に把握して判断して、そのためには綿密なデータを集める努力も怠らず、そうして集めたデータを基に地域の異なる課題をできる限り結びつけて捉えることで、何かしら遊佐町独自の今までにないソリューションを見つけ出せるものないかと私なりに考えてみました。そのために、まず基本的なことをここで質問させていただきます。

以前もお伺いしたことでございますが、本町の65歳以上の独り暮らし世帯とご夫妻2人暮らし世帯数の現在の数値とここ4年間の推移をお伺いいたします。

お仕事を退職されたり、または自営業や農業をなりわいとされている町民の皆様は、65歳以上の方々として地域で過ごす時間がかかなり多くなると考えられます。そこで、本町で実行できそうな方法として、高齢化対策の一環としての2種類のつなぐカードというものを提案させていただきたいと思っております。つなぐカードは、A4の自分編とペット編の2種類をご用意させていただきました。つなぐカードについては、自分編の場合は高齢になって例えば独り暮らしになり、事例1、80歳女性、独り暮らしのため、令和2年8月から11月手術をするので、神奈川県の高女のところに病院通いも含め長期滞在するので、その家が空き家になるなど、空き家となった周りの方々もその話を共有して助け合うことができれば、いざというときにアクションが起こせます。これは、民生委員の方たちがやっていることではあります。ここでつなぐカードを基に区長、民生委員、保健師の皆さん、またはその地区の議員、または共助できる方たちが情報を共有することでトラブルが防げることがたくさんあります。ペット編、事例2、つなぐカード、独り暮らしや高齢者の方は、長年家族のように飼っているペットが最近増えてきております。ご夫妻で暮らす方たちも子供たちは遠くにいるので、またコロナ禍もあり、今ペットの需要が伸びているそうです。飼い主がもし万が一飼えなくなってしまったときに、この事例は実は当町でも何件かございました。そのときにこのつなぐカード、ペット編があれば貴重な資料となることでありましょう。これは義務化しなくとも、

つなぐカードというものがあるということだけで自主的に自分の飼っているペット、もしくはインコ、もしくは爬虫類、そういう動物がどういう特性であるかを書いてくれることによって、それを書くことによってまた地域の方たちの交流が深まるものではないでしょうか。つなぐカードについては以上です。

2問目に移らせていただきます。災害時の同行避難のさらなる明確化、具体化について町の方針をお伺いいたします。もちろんないことを願わずにはいられませんが、地震や水害や津波の被害を遊佐町民の皆様がもし受けてしまった場合、避難所に命からがら逃げることができたとします。少なくとも数週間は避難所での団体生活を送ることになります。今回は、避難所生活で効果を発揮するであろう段ボールベッドを遊佐町議会で提案させていただきました。大変ありがたいことに、その効果と価値を執行部の方が共通理解、認識してくださり、先日の町の避難訓練でもたくさんの町民の方々が段ボールベッド組み立て練習や体感型訓練をしていらっしゃるご様子を拝見させていただき、本町の防災意識の向上に若干でも寄与できたのではないかなと、平成最後の年に、若輩者ながら、総務厚生常任委員長として拝命させていただきましたときの肩の荷が少しだけ下りた気がいたしました。この場を借りてお礼申し上げます。

さて、今回はもし避難所生活が長期化した場合に、飼っている犬、猫、またはインコ、爬虫類、その他その方にとっては大事な家族のようなペット、その飼われている方と動物が嫌いな方、アレルギーのある方、避難先の指定区別の重要性をここでしっかりと今のうちに、何も被害がないうちに議論させていただきたいと思います。特に高齢でおひとり暮らしの方が、またはお子様やお孫様が遠方にお住まいで、自分たち夫婦だけでさみしくないように、家族のようにペットを慈しみながら日々を暮らしております方々が最近増えており、避難所のことで気に病んでいらっしゃる様子を目の当たりにいたします。同伴避難、同行避難、この区別もごさいます。動物好きの町民の方と反して動物が苦手な方、またはどうしても体質的に動物の毛などでアレルギーを患って体に疾患をお持ちになる町民の方との間で避難所トラブルが発生しないように、最初から同行避難マニュアルを町民の皆様に分かりやすくお示すべきだとも考えます。どのくらいの方々が動物とともに避難所生活を送ることになるのかなど、分かる範囲で現状を今のうちに把握した上で、前もって町民の皆様の理解をいただき、同行避難、同伴避難できる動物可能な避難場所と動物と一緒に避難できない避難場所、別々に施設を分けて想定しておくという考え方もあると思います。ご所見を伺います。

また、ただ避難所を分けるだけでは問題は解決しません。やはり基本となるのは、毎回議会でお話しさせていただいておりますが、飼い主の側の動物の飼育時のモラル向上と、適切かつ地域に住む周りの方々にご迷惑をかけないような飼育の仕方のさらなる啓発活動も同時進行で必要不可欠であると考えます。当たり前のことではありますが、犬に関してはワクチン接種、寄生虫、ノミの駆除、飼い主のマナーであると私は認識しております。

2015年の国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標、SDGsの持続可能な開発目標13番に掲げられております気候変動に具体的な対策をカテゴリーの中の全体では169あるターゲットのうちの一つ、全ての国々において気候関連災害や自然災害に対する強靱性、レジリエンス及び適応の能力を強化するという項目に少なからず関連するのではないのでしょうか。当町がサステナブル・ディベロップメント・ゴールズに常にアンテナを巡らして物事を考えて施策を練っている自治体であるということは、そこに住む大人も子供たちもこれからさらに住みよい町づくりを進める上で、

自己肯定感改めおいだの町肯定感、つまりは自分の町肯定感を高める上できっかけとなり、それが基軸となっていくのだと私は考えます。

最後の質問でございます。まちに若い方の豊かな発想や感性を表現できるような場所の必要性を提案させていただきます。頭が固くなって凝り固まってしまった私たち大人よりも、これからの遊佐町を牽引していく若い世代の柔軟でユニークな、実現は難しく、荒唐無稽であったとしても、夢あふれるような新しい発想やビジョンを可視化できるような作品などを、今度新しくできます新庁舎のデッドスペース、デッドスペースとは生かし切れていない空間や隙間のことを指します。それを探し見つけ、有効利用して、町民まるっと参加型コーナー設置を提案させていただきます。壁に穴を空けずしても作品をかけられるようなピクチャーレール設置ならば、コストも低コストですし、場所も取りません。ピクチャーレールもお勧めいたします。少しの工夫で新庁舎が活気づき、今以上に町民の皆様が親しみを持ってもらえるようになるにはどうしたらよいのだろうかと考え、その結果、私からの新提案でございます。今回は、参考資料としまして、議長に許可をいただきまして、それについての資料も用意させていただきました。

以上、壇上での私からの一般質問の質疑を終わらせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。12月9日、一般質問の2日目でありますけれども、6番、松永議員からつなぐカードの提案という形で新しい形の提案をいただきました。まずは答弁させていただきます。

初めに、65歳以上独り暮らし世帯と夫婦2人暮らし世帯の推移を申し上げますと、令和2年3月31日現在の65歳以上独り暮らし世帯は753世帯で全体の15.2%、夫婦のみ世帯は596世帯で全体の12%となっております。高齢者独り暮らしの世帯と夫婦のみ世帯を合わせると全体の27.2%となり、遊佐町の4分の1以上を占めている状況であります。この4年間の推移であります。65歳以上で独り暮らし世帯は80世帯増えており、また夫婦のみ世帯も49世帯増えていて、どちらもかなりのペースで増加しており、今後もこの傾向は続くものであろうと認識しております。

次に、つなぐカードについてのご提案がありました。これまで高齢者に関しては、民生児童委員が毎年4月に在宅福祉調査を実施し、担当集落の独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、昼間独り暮らし高齢者、認知症高齢者、寝たきり高齢者などを把握していただいております。その情報は、社会福祉協議会で集約、整理され、町の健康福祉課に提出していただき、行政事務事業の基礎資料として活用されているところであります。つなぐカードは、在宅福祉調査による情報を補完するという意味で大変意義のある取組であると思います。民生委員としての活動の経験からのきめ細やかな提案をいただき、しっかりと受け止めていきたいと考えております。しかし、これらの世帯情報については、当然守秘義務を帯びたものにより、厳重に管理されるべきものと考えますので、ご提案のあったつなぐカードについても同じく管理体制を十分考慮して取り扱うべきものと考えます。将来の在り方について検討させていただきたいと考えております。

2番目の質問でありましたペットとか愛玩動物との同行避難について、災害時どのようにするかというお話でありました。環境省では、平成25年6月に災害時におけるペットの救援対策ガイドラインを発行し、災害時に備え、飼い主がふだんから行うべき対策や避難所でのマナー遵守、自治体が備えておくべき事項

について示しております。本町において災害時のペットとの避難所への同行避難につきましては、遊佐町地域防災計画及び避難所開設・運営マニュアルで、避難所内居室への動物の持ち込みは原則禁止とし、敷地内の屋外に飼育スペースを設け、飼育させると定めております。これは、東日本大震災等これまでの災害時の避難所運営の中で、飼い主と他の避難所との間でトラブルがあったケースが報告されていることから、本町でも災害時の避難所の衛生面、動物アレルギーを持っている方など他の避難者への配慮から取り決めたものであります。他自治体の災害時の避難所でのペット受入れ事例を見ますと、屋外でのペット専用係留所設置、また施設敷地内での飼い主とペットの同居テントの設置等で対応する事例があります。本町では、現在の町内指定避難所において、テントを使用した屋外係留所を設け、ペットを受け入れることを想定しております。ただ、飼い主の方への精神的苦痛への配慮や動物愛護の観点から、避難者による各避難所運営組織で協議をし、理解を得られれば、一般避難者との別の屋内の一室を開放する等の対応も可能と考えております。

いずれの場合においても、飼い主の方からは平時からペット防災対策に取り組んでいただく必要があります。具体的には予防接種やペットの体を清潔に保つなどの健康管理、排せつなどのしつけ、ペットフードやゲージ等のペット用品の備蓄が必要となります。また、災害時には避難所でのペット管理は飼い主の責任において行っていただく必要があり、周囲の避難者への配慮も必要であります。本町といたしまして、災害時にペットが理由で避難しない方が出てくることがないように、飼い主の皆様が国が示すガイドラインや町の対応について広報等で啓発を行いながら、避難所開設訓練等の機会を利用し、ペット同行避難者の対応について町民の皆様が理解を含めていただきたいと思いますと考えております。また、国、県などの関係機関と連携し、避難所での受入れ態勢の整備を進めていくところであります。

さて、3番目の質問でありました、新庁舎ができれば新しい展示等で、やっぱり町民をみんなで元気づけようよという提案でありました。私は、庁舎は町民の役に立つところ、拠点でなければならないと考えているものでありますので、まさに同じ発想で、そして新庁舎の中で町の情報発信等が生き生きと若い力も結集してできれば素晴らしいものとなるであろうと思っております。新庁舎は、南側の東西2か所が正面玄関となっており、南口ビーの一角に展示コーナーと、議場南側入り口の壁面に展示コーナーを設置する予定と伺っております。ご提案いただきました若い人を中心にした参加型の町の未来像を表現できるコーナーですが、新庁舎は町民に親しまれる庁舎を建設基本方針に掲げ、広い世代から愛される庁舎づくりを目指しておりますので、町の将来像を若い人の手で表現することは素晴らしいこととあります。この基本方針にもまさに合致しており、現在開庁時にはセレモニーなどの企画を予定しておりますが、展示と掲示コーナー活用の一案として、これから検討させていただきたいと考えております。また、開庁以降も展示及び掲示コーナーを有効活用するため、各課から企画を集めて継続的に検討を行い、町民の皆様の意見をいただきながら、町民に親しまれる庁舎づくりを実現してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） ご丁寧な答弁ありがとうございました。最初の質問で私がつなぐカードを考えた理由は、実は高齢者の方がやはりお亡くなりになって、そこの家に取り残された動物をどうしたらいいというご相談が結構あったということの現実的な問題から考えました。今回つなぐカードと言われましても、

なかなか皆様の頭の中でマッチングしないと思いましたので、例を、サンプルを用意してきました。まず、人の場合は、おっしゃったように個人情報の管理が難しく、なかなか今全て時代がデータベース、もしくは紙ベースを避けるということで逆行しておりますので、私は当町のよいところは、確かに新しいデジタル化も重要、しかしながら紙ベースのよさというものがあまして、ペットの場合は個人情報と言わず個猫情報とか個犬情報というのでしょうか、ちょっと新しいワードなのですが、もし万が一流出しても、被害は誰も受けないというところがございます。それを拾った人は、こんなに優しい気持ちで考えてくれたのだと、逆に流出したほうがこの町すごいですねということになると思うのです。ちょっと皆様の頭の中で考えてください。つなぐカード、事例、氏名、呼び名、ヨモ、雌。年齢、12歳ぐらい。出生地、酒田市宮海松林地区。カテゴリ、捨て猫、生後二、三週間ぐらいで舞鶴地区に里子に出されてきた。性質、人見知り、家や部屋から決して出ない、社交性ゼロ、ほかの犬猫と共存は難しい孤高の猫。食べ物、高い高価なキャットフードは決して食べない。安価で特売のキャットフード、2.2キロ598円ぐらいのを喜んで食べる。朝と夕1日2回。爪研ぎ用のグッズを置くとそれで爪を研ぐので、家の中の壁を爪で傷つけることはないに等しい。こういうカードなのです。すると、このカードがあることによって例えば広報ゆざに出せたりとか、あと昨日の議会でもフェイスブック、インスタグラムやっていらっしゃるということで、そちらで次の飼い主が探せるという利点がございます。これは時流でございまして、当町で動物愛護の施策をしたときに、クラウドファンディングをしたときの反響です。全国からぜひ頑張ってくださいという応援メッセージをいただけたと思います。

つなぐカードに関しては、管理はちょっとまち協さんをお願いするのも大変なのですが、ここは相談していただいて、あと強制ではございません。こういうフォームがあるのだけれどもということ、私実は動物好きなのだけれども、ちょっと飼おうか悩んでいたけれども、次の人が見つからない、私がもし亡くなったときにこの子たちどうなるか不安で飼えなかったという方もいらっしゃったりとか、あと特別なしゃべるインコやオウムを飼っていらっしゃる人がいたりすると、そのオウムを飼育するのに20年かかっていたりして、その次の飼い主を探すのに、またどうするとなったときに、このつなぐカードが実は威力を発揮します。トラブルが起きたときに慌てるのではなく、ベーシック的につくっておくという考え方でございます。

個人情報が出て、いろんなトラブルが起きたら困るから皆さん防御するのであって、私はこれからの時代は、いいことをすればきっと皆さん応援してくれるのではないかと考えております。つなぐカードペット編日は、まず1枚から始めていただければと思っております。そして、やりながら、いや、ちょっとここよくないねと、やっぱりちょっと問題があったといえ、潔い撤退も考えてもいいと思います。失敗することを恐れている、全く問題が解決しないのでございました。私は、失敗をたくさんしますが、失敗した後にきちんとリカバーできるように、なお方策を立て直すというようなやり方でやっていくのがこれからの時代はいいのかなと思っております。この件について、もしご意見ございましたらお願いいたします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

総務課の所管であります避難所に関して、ペットとの関連で申し上げますけれども、基本的には町長答

弁で述べたとおり、町の考え方としてはテント等を使用した屋外での係留所で受け入れるという形にならざるを得ないのではないかというふうには考えております。ペットの同行避難者専用の避難所等々という議論もございますけれども、現在のこのコロナ禍において、コロナが収まってもそうでありますけれども、なかなか分けて避難所を運営すると、設置するというのは、現実的にはちょっと厳しいのではないかなというふうには考えております。ただ、最近の、議員からのお話もありましたとおり、動物愛護の観点から考えれば、そういった配慮も当然必要にはなってくるということは考えられますので、やはりそこは自主防災組織で検討していくということが一番大事になるのではないかなというふうに考えております。ですので、そういったお話を今後自主防災組織に提案をしていながら、そういった問題をどういうふうに解決していけばいいのかという議論を進めていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 私も環境省のほうにお尋ねしましたら、今答弁ございましたように、全国の自治体でも同じ避難所で分けてうまくいっているという事例がなかなかないようございました。私が理想としたのは、既にもう館を分けてしまう。要は1つの館で区切るのので、いろんなトラブルが起きるので、例えばA地点というところは動物が苦手な方、B地点は動物も一緒でも大丈夫な方。ただ、これには問題がありまして、避難というのは自分のうちから一番近いところから逃げるわけでございますので、恐らく一時避難場所、二次避難場所、そして長期の避難になったときの三次避難場所に今回の私のウィズアニマル避難所みたいなところは設定されなくてはならないのだと思っております。

そして、やはり町民の方の理解がなければ何事も進めませんので、拙速に何かを決めるということではなく、やはり昔と違って、実はワンちゃんのほうが床屋代が高かったりする時代でございます。そして、本当に独り暮らし、もしくは高齢者の方たちのご夫婦の方は、我が子のように飼っている動物に癒やされ、私はそういう光景を見ると、これからは本当にSDGsというような共生というワードも入ってくる時代になるのかなと感じております。そして、ここでつなぐカードBの威力も発揮するわけです。熊本の震災のときは仮設住宅に入れる、特別だったのですが、条件付で家で飼っている家飼いの犬、猫は特別に仮設住宅のここには入れるよという特例措置もあったと環境省の方に教わりました。

今回もし動物とともに逃げる、もしくは町で先進的にエリアを区分けするとかいう施策をつくると、実はファシリテーターとなるということが分かりました。また、議論をしていながら、問題意識を持ちながら、いろんな意見を吸い上げながら、このことは実は一番大事なことだなと思って、防災の避難訓練のときに感じておりましたので、しらい自然館でやった防災のときもやはりペットを連れて逃げた方がいらっしやったりとか、そういう事例もございまして、また私ももし町民の方に聞かれたときには、町はこういうふうに考えているよというふうに丁寧にお答えしていきたいと思っております。なお、防災訓練につきましては、これからは年に、2年に1回ぐらいでもいいのですが、ペット連れて逃げるやり方もやりましょうとか、そういうことも大事になってくるのかなと思っております。

あと1つ提案は、実はいつも思っているのですが、避難訓練というのは大体家から皆さん集まるのですが、緊急時というのは子供たちが学校に行っていたりとか、働く人は職場に行っていたりとか、てんでばらばらなところにいたときに緊急事が起こると私は考えております。やはりいろんな場所にいてもきちっと集まれる、そこに集まるのだよという意識もこれからは高めていくべきではないかなと思っております。

そのためのトレーニングとしてなのですが、1つだけ、私と同じ考えを持っている方もいるかもしれませんが、コンサートホールでの演奏会をしているときの避難訓練という形も当町では有効かなと思っております。これはアフターコロナ、コロナが終わった後でしかできないことなのですが、避難訓練も加味しての町内の演奏者の方の、例えば今日はちょっと避難訓練も一緒ですというような感じで、演奏、それはちゃんと告知して、走るときにけがしてもいけませんので、コンサートも避難訓練も一緒にできる形、こういうものもいいのかと思っております。こういう考えというものは、あちこちで派生しているようで、私が調べたところによりますと、北海道函館市のほうで実際にそういう企画をやっていたということも伺っております。ご所見を伺います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

避難訓練のやり方についてのご提案であります。コンサートのときにも実施してはどうかというお話でございますけれども、正直なところ、今までそういう発想がございませんでしたので、こういった形の避難訓練になるのかなというイメージが今のところはちょっと頭に思い浮かばないという状況であります。ただ、これまで一定の決まり切った避難訓練ではなく、そういったありとあらゆることを想像、想定して行うということは非常に大切だと思いますので、いろんな場面を想定しながらの避難訓練ということをこれから模索していきたいというふうに考えております。

議長（土門治明君） 6番、松永裕美議員。

6番（松永裕美君） 何かをやるということは、丁寧にいろんなことを周りからきっちりと考え、町民の皆様がけがのないような避難訓練をしなくてはならないということも重々承知しておりますので、またそういう機会があるようでしたら、実際やっていらっしゃる行政も私は存じ上げておりますので、また一緒に協力してやっていきたいと思っております。

それでは、次に移らせていただきます。ここで、大変恐れ入ります。資料の配付をよろしく願いいたします。

（資料配付）

6番（松永裕美君） 行き渡りましたでしょうか。お手数おかけいたしました。

毎日毎日コロナの問題や様々な事象で皆様本当にお疲れさまでございます。これは、私の店のインテリアを担当してくださった方が講師として専門学校で教授をしております、ぜひ、山形市内の学校だったので、そこで最優秀賞を取った作品なのだけれども、なかなかその町の方に見てもらえないので、見ていただけないかということで提案していただきました。こちら大きいバージョンでございます。遊佐町に生まれ育った若い方が遊佐町の水の都ウォーターージュということで、私の愛する地元、遊佐町箕輪地区は限界集落だ。活気のある地区にするには人を集めて定住させることが必要不可欠であるとする。人を集めるにはある程度整備された土地を用意しなくてはならない。そのため、定住するための家だけでなく、普通の暮らしができるように周辺環境整備も含めた地域計画としたということでつくって、作品として1年半ぐらいかかったということでございます。住みづらいというレッテルを壊し、人が集う地域にするために計画したこと。1、この地域の売りである水を前面に押し出した計画。滝、湧き水、池や川など住民にとって常に近くにある水は大きな存在であり、この地の売りである。もともと陸だったところ

に水を張り、湖のようにした。その中に人々が暮らす地域を形成し、人々の興味を引くのが目的。2、周辺環境の整備。道路のひび、手入れのされていない草木、色あせた看板など廃れを感じるものを対象にする。3、景色に動きをつける四角い建築。自然と建築がなじむ共生ではなく、個々に独立した共生とした。また、形式に動きがつくことによって、限界集落という状況にも影響を及ぼすのを狙った。まず、発想に驚きました。水の町ウォータージュ、確かに見識者の方はおっしゃいます。あれ、ここって遺跡が出るエリアではないの、手をつけられないのではないの。そのとおりなのです。私は、固定概念の払拭というものが何かを生み出すのかなと思ったときに、やはり若い方のこういう発想に勉強しなくてはいけないことがたくさんあるのかなと日々思っております。

ビフォーコロナの時代、ヨーロッパのほうに出張で行ったときに面白い建築物がございました。やはりイタリアなどはたくさんの史跡があるものですから、掘ると遺跡が出てきてしまいます。マンションの前に厚手のガラスを敷き、地べたに遺跡が出てきてしまうと、それを皆さんで見てくださいということで厚手のガラスを張って低層マンションを建てたりとか、やはり日本人の私たちとは発想が違うので、私もとても感嘆しました。日本人的な発想を言ってしまうと、やはりルールがあって、建てられないところには建てられないのですが、やっぱりそこをどうやって工面するかというのが大事なのかなと思いました。

今回は、作品はこのように大きな版が2枚なわけなのですが、最後のほうの資料はあまりにも大きくてここに持ってこれず、ちゃんとしたミニサイズのもの、尺が測ってあって、それをちゃんと作ってありました。何が言いたいかと申しますと、私たちが知らないところで最優秀賞を取って頑張っている学生さんがいるということ、そしてこういう作品を見ることによって勇気づけられる人もいるということ。何でも可視化というのですが、本当にこれは可視化だと思いました。何もない真っ白な壁を通るよりは、デザイン性に富んだこういう若い方の感覚の作品をもし当町で飾ったらいいのかなという発想で今回は提案させていただきました。新庁舎で例えば1週間とか飾った後は、学校のほうに戻すそうです。なぜなら学校で賞を取ったものですから、学校のほうで保管するというのでございました。ただ、必ずこれを飾ってくださいというわけではないのですが、いろんなネットワークを使って、いろんな人が遊佐町のことを考えてくださっているというふうには私は考えます。今回、限界集落なのだけれども、そこを何とかしたいという一人の若い方の発想が美しい水と暮らす住居エリアというふうな構想になっておりますので、これも1つのこれからの町のビジョンとなるのかなと思っております。確かにできないのかもしれませんが、いろんな発想をしながら、いろんな価値感を共有しながら、よい町づくりをしていきたいと思っておりました。

今日は、特別なこういうパネルを出すことを許してくださってありがとうございます。私からの一般質問はこれにて終わります。

議長（土門治明君） これにて6番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） おはようございます。ただいまの水のお話の後に現実にはちょっと戻るような感じがしておりますけれども、通告に従いまして、私のほうからも一般質問をさせていただきたいと思うのですが、その前に新型コロナの感染の拡大というのがもう止まらないような状況になっております。冬になる前に、これ寒くなるのはやるのではと、インフルエンザのようにやるのではみたいな話がありましたが、やっぱりこれ本当なのかなというふうには思っております。やっぱり寒いと換気がどうしてもおっくう

になりがちでありますし、どうしても身を寄せ合うではないのですけれども、密の状態になりやすいのかなというふうに思っておりました。マスクは、もう必須アイテムに今なっております。会食なんかでもなるべくしないでくださいね、でもやるときはマスクをして会食をしてくださいというような新しいマスク会食みたいな言葉もできているような昨今でありますし、現に今庄内地方、当町も含めてですけれども、コロナの感染の波というのが押し寄せてきております。状況というのは日々刻々と当然変化しておるわけでありまして、そうした中でもどんどん新しい生活様式というのができているはずであります。にもかかわらず、なかなか感染の拡大というのが止まりません。これは、報道なんかでもありますけれども、政府が経済を止められないということでG o T oですとか、いろんな政策をしているわけでありまして、これが感染にどう関係しているのか、拡大に関係しているのかというのは定かではないのですが、やはり人の往来というのが少なからず感染の一助になっているというのは間違いないのかなというふうに感じております。これから年末に向けてですけれども、特にやはり観光、飲食関係においては本当に大きな打撃を今受けている状態です。やはり今後も長期的な支援というものが当然必要になってくるのではないかなというふうに思うところでありまして、とはいえやはり先立つものがないことにはなかなか支援をするにしても前に進まない。町単独でこれを行うということであったとしても、やはり底というのは、限界というのはすぐやってくるということでもありますし、やはり今、国の動向が気になるわけでありまして、73兆円ですかね、規模、数字的には大きな規模なのですけれども、経済対策ということで今閣議決定されたところであります。

町の今後の収入、自主財源については、やはり再三来話が出ていますとおり人口が減少していくということで、それに追隨して減少していく傾向がございます。前回の一般質問においては、自主財源が減っていく中でどういうふうに、経費をどう減らしていくかという観点からいわゆる繰出金、一般会計からの繰出金をどう減らしていくかという観点で、内容で一般質問させていただきました。今回は、町の収入を今後どう増やしていくかという観点から、ふるさと納税寄附金について今回お尋ねをしたいというふうに思っています。

日本における寄附金制度の一つにふるさと納税、皆さんご承知のとおり、ふるさと納税がございます。これは簡単に申しますと、応援したい自治体、いわゆる応援したいというふうに表現させていただきますが、応援したい自治体に寄附をすると、その分の所得税が控除されると、そういう制度であります。現在、ずっと制度はありましたけれども、紆余曲折がございまして、現在はそれに対しまして自治体は上限で3割の返礼品を送ることができます。つまりただお金を使ってくださいというふうに寄附をするだけではなくて、お礼の品が返ってくるわけでありまして、町としても、これにつきましては当然今までも取り組んできております。いただいた寄附金については、町の様々な事業の財源になっているというふうに聞いております。令和2年度について、今年度についてはまだ年度の途中ではあるのですが、先日の行政報告にもございましたけれども、既に11月30日現在では件数が2万4,311件で3億2,993万6,500円ということで、もう既に昨年の寄附額を優に超えております。現に今回の12月の補正にも1億円の補正が計上されているような状態でございます。先ほども述べましたとおり、自主財源というのは減少傾向にある中で、このふるさと納税というのは今後取組の次第によっては大きな町の力になり得るのではないかなというふうに考えるわけでありまして。

また、このふるさと納税、所管がいわゆる町のPRというのですか、そういう側面も踏まえた上で特産品の観点から、従来は、従来というか、今までは企画課のほうで所管をしておったのですが、今年度から産業課へ移ったというふうに聞いております。町の魅力の発信も含めてその返礼品の充実、またこの確保というのは、今後そういったことを取り組み始めたときにはやはり重要になってくるのではないかなというふうに考えておきまして、特産品の開発と併せまして、私としては今後大きな努力が期待をされるわけでありまして。寄附金が増えれば、結果として財政が潤うということでありましてけれども、ただそれだけではなくて、返礼品がございます。返礼品というのはやはり地元のもの、地場産業、そういった絡みが大きな点に、関わりになってきますので、地元の生産者ですとか関係している方にも少なからず恩恵があるわけがございます。つまり地元でお金がある意味循環をするという、そういう意味でも非常にその金額が増えていくということは大きな意味を持つのではないかなというふうに思うわけでありまして。今後、町のふるさと納税についてどう向き合っていくのかと、またその活用をどのように考えているのかということ伺いまして、私の壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、1番、本間知広議員に答弁させていただきます。

まず初めに、昨日政府と与党で三次補正を取り組むという話、それから国の予算を15か月予算、いわゆる令和3年度も含めて、そんな形で大幅な補正を行う。まさに臨時交付金等の計画もしっかり出さなければ、つくらなければ交付に間に合わないということでありまして、そのような交付金の使い道についての計画をもう既に準備するように財政当局には指示したところであります。SDGs、持続可能な未来づくりという形で、ゼロカーボンとかいろんな再生可能エネルギー導入という話が政府から進めてまいりますが、国連では2015年9月に17のゴールを定めて、そして国連では全会一致で議決しているわけですから、これは国内でもそういう流れが進んでいくというのはこれから当然のことだと思っています。

ふるさと納税、実は当初は遊佐のふるさと会が東京で行われたときにふるさと納税の用紙を持っていて、皆さん、ふるさとから中央に出られて活躍している方から納税をお願いするという形で、最初は120万円ぐらいかな、120万円とか140万円のスタートだったと記憶していますが、一部では返礼品合戦というのですか、大変な問題にもなって、停止を受けたところもあるという中でありましたけれども、現在の様相に至っているという形であります。

今年度のふるさと納税、11月30日時点で2万4,311件、昨年同月比で3.4倍となっております。これから一番、年度区切りの12月、そして3月までを考えますときに、十分に4億円を超える納税額が見込めるということでありまして。我が町のふるさと納税は、遊佐町ふるさとづくり寄付条例第1条により、遊佐町を愛し、応援しようとする個人または団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の遊佐町に対する思いを具体化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として実施いたしております。しかしながら、遊佐町を応援してくださる方がいらっしゃる一方で、自治体のことはあまり分からなくても、返礼品を目的に納税していらっしゃる方が多数となっていることも事実であります。このことから、魅力ある返礼品を取りそろえることが納税者の増加につながるため、町内での産出される返礼品を通しての産業振興推進という視点を加え、今年度からふるさと納税の受付業務を企画課から産業課に移行したところであります。新たな返礼品の掘り起こしや

返礼品の認定作業などを特産品開発担当課での取組となったことで、新たに8社25品目の返礼品が追加されております。ちなみに、これまでの返礼品での人気ナンバーワンはお米、遊佐産米のはえぬきでありまして、生活クラブ生協へ提供している共同開発米、はえぬきが高く評価されているということは大変町にとっては心強い限りであります。また、地域活性化拠点施設の活用により新たな特産品の完成と、その特産品がふるさと納税の返礼として活用できるよう、今後も関係団体と連携し、研究していくところであります。

そして、財源の活用については、遊佐町ふるさとづくり寄付条例をもって運用しており、本条例第2条に寄附金を財源として実施する事業8項目を規定し、申込みの際、これら8項目の中からいずれかの事業に充ててもらいたいかを選んでいただいているところであります。具体的には、1番目として鳥海山の観光振興及び自然保護、2番目として健康福祉の町づくり、3番目としては地場産業の創造支援、4番目として安全、安心の町づくり、5番目、未来を担う子供たちの教育、6番目として地域づくり及びコミュニティー推進、7番目として歴史文化財の保護及び活用に関する事業、7事業と、8項目めに町長が必要と認める事業、つまり町の自由裁量を可能とする項目を設けて寄附の使い道を指定していただいています。町では制度の趣旨に基づき、こうした寄附者の意向に沿う形で、特に各年度に応じた重要施策に特色ある個別事業に優先的に財源充当させていただいているところであります。特に私は5番目、未来を担う子供たちの教育という形でいくと、このふるさと納税を遊佐高支援の財源として大いに活用させていただいているところであります。

これまでも鳥海山の観光振興や移住定住策とも相まった子育て・若者世代への支援などが評価され、ふるさと納税の拡大につながってきたものと理解をしております。町のホームページでは、遊佐町の未来を拓くふるさと納税と見出しに掲げ、共にいい汗、いい知恵を出し合うことで生きる喜びと感動を味わい、町民一人一人が固有の資源と合わせて誇りを持ち、分かち合うことを理念としながら町づくりを進めております。故郷に貢献したい、遊佐町出身者ではないけれども、応援したいという気持ちをふるさと納税を通じて実現してみませんかという趣旨での呼びかけをしており、ふるさと納税で寄せられた寄附金は財政運営上貴重な財源として適正に取り扱うことはもとより、遊佐町らしい、いい町づくりにチャレンジし続けることがこうした全国の遊佐町応援団の皆様に対するお返しということにもつながると思いつながるといって、今後ともさらなる制度の充実と遊佐町の魅力発信に努めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ただいまはさらなる制度の確立、制度の充実と遊佐町の魅力発信ということで、かなり私としては前向きな印象を受けたわけであります。さらなるこの取組を今後期待したいなというふうに思います。先ほどふるさと納税、最初はふるさと会へ行ってお願いしていたのだという話がありましたので、ざっと町のふるさと納税に関する経緯みたいな、取組ですとか、そういった経緯みたいなのがあったらちょっとお聞きをしたいなというふうに思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

これまでの取組の経過でございますが、当町のふるさと納税については、平成20年の制度創設以来、1

年目は27件、101万円、その後は100万円から200万円を推移をしてくております。当時の納税者への返礼品については、年末に一斉に特産品の詰め合わせをお送りをしていたということですが、平成26年度頃から返礼率、納税額の5割としたと聞いておりました、返礼品のほうも選べる特産品36品目というような制度設計をしていたということでございます。その結果、納税額については平成26年度が1,276万円、27年度が5,885万円、28年度は2億489万円に飛躍的に増えておりました、29年度についてはさらに3億5,500万円まで達したということでございます。全国各自治体の返礼品競争がその頃から加熱をしております、ふるさと納税の本来の趣旨に反するような返礼品を送付している自治体なんか出てきたということで、総務省のほうから返礼品は納税額の3割以下とするというようなことの通知があったと聞いております。この年度は、それが平成29年当時ということになります。町のほうでは、平成30年度からそれを受けまして返礼品は3割以下としましたので、以降返礼品の額については納税額の3割以下、ふるさと納税に係る事務経費全般につきましても、返礼費を含めまして全体で5割以下というような形で推移をしております。

以上であります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 町長の答弁にもございました。ただいまの産業課長の答弁にもありました。いわゆるふるさと納税の趣旨、そもそもの趣旨というところから物すごくかけ離れてしまっていた、そういう時期というのは、確かに以前報道なんかでも当時の自治体間の競争ぶりというのは報道されておりましたので、私も理解をしているところであります。本来、答弁にもございますふるさと納税の趣旨、これに立ち返って、総務省のほうから返礼品は3割にしなさいというふうになったわけでありまして、それ以前は半返しですとか、下手をすると7割返していたというようなお話もちょっと聞こえてきたりしておりました、これでは自分の感覚からいくと、いただいてもそんなに返していれば残らないなみたいな、率直に思ったわけでありまして、今は返礼品も含めまして経費で5割ということで、寄附いただいた額の半分は残るのだという答弁でございました。3割になっても、今年度に関しては、先ほどもお話ししましたけれども、遵守している状況の中ではあります、寄附金の額というのは大幅に増えているということでございます。それで、今年度、今まだ年度途中でありますけれども、今年度いただいた寄附金、これ予算化をされるまでの流れといいますか、例えば今年度もらった寄附金、予算計上されるのは何年度になるのか。寄附されたお金が何年度になるのか。各事業に振り分ける段取りみたいなものもあるのでしょうか、そこら辺を端的に説明お願いしたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

寄附金を予算化する流れにつきましては、簡単に申し上げますと、今年度寄附をいただいたお金については一旦基金に積立てをしまして、その積み立てた基金を活用して次年度にそれぞれの予算に充当するという流れになってございます。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 再度確認をいたしますが、それでは今年度、大幅に増えました令和2年度の寄附金については、令和3年度に予算化されるという認識でよろしいでしょうか。

議 長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほど答弁したとおり、令和3年度に充当されるということでございます。

議 長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1 番（本間知広君） 先ほどの答弁の中で、寄附金の取扱いについては遊佐町ふるさとづくり寄付条例に基づいて活用していると。具体的には、先ほど町長もお話ありました8つの項目から選んでいただいているということでありました。前年度の寄附金用途別集計表というのがございます。やはり先ほど答弁の中に遊佐町を知らないという方も残念ながらいらっしゃるかもしれないみたいな答弁があったと思うのですけれども、何と寄附金用途第1位が鳥海山なのです。これは、少なからず鳥海山というものを、山を認識をしていらっしゃる方というのがやはり多いのかなという印象がございまして。8つある中で半分近い、やはり鳥海山のために何とか使ってほしいという趣旨の寄附が多いということ。1位は、多分8番なのかなと思っていたのです。町長が必要と認める、何にでも使ってくださいというのが1位なのかなと思ったら鳥海山だったということで、遊佐町に関して言えば、私の主観であれですけれども、やはり遊佐町を応援してくれている方が寄附をしてくださっている方が多いのだというふうに思いたいなということでありまして。

それで、これ8つ項目、条例をつくって8つということでもありますので、8つについてはその制度、条例ができたときから内容が変わっていないということでありました、お話によると。要するにできたときと現在と状況がちょっと自分としては変わってきているのではないかなというふうに思っている中で、この用途別の項目が変わっていないということについて、ちょっと違和感を覚えるわけでありまして。そこら辺の所見をどう考えているのかなということでもちょっと質問したいと思っております。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 本間議員から指摘ありましたように本当に鳥海山の観光開発とか自然保護が3割以上、三十何%あるということなのです。実は平成20年当時、始まった当時においては、遊佐町はいわゆる鳥海山の人気というのですか、行きたいお山ランキング、かつては1位が山形県では蔵王で2番目が月山で、3番目が鳥海山と後塵を拝していたわけですけれども。21年度からいわゆるモンベルのフレンドリーエリアという登録を、当時は会員が30万人ぐらいのときにやらせてもらいました。鳥海山観光開発協議会という国定公園の3市1町のスキームでやっているのですけれども、その当時は鳥海というものの発信がなかなか弱いという形でありましたが、その後シー・トゥ・サミットも一緒にやるようになったということで、民間の会社を通してのフレンドエリア登録等で山の知名度がぐっと上がってきたというのを本当に感じております。町が幾ら発信するより、やっぱりアウトレジャー、アウトドアスポーツの動画を提供する会社等の発信が大きかったなという思いと、それから当時は30万ぐらいの会員でしたけれども、今100万近く、90万超して100万近くの会員がいるわけでありまして、大人も子供も含めて山形県百万人という形に近い形の全国にフレンドリー、いわゆる友好の皆さんがいらっしゃるということで、鳥海山の全体の発信が伸びてきたということで大変うれしい限りでありますし、こういう形でやっていただくと、シー・トゥ・サミット等観光イベントにもしっかりと皆さんから応援していただけるのだなという思いを強くしているところであります。この項目については、それぞれそれなりのやっぱり思いを持って制定し

た条例であると思います。それについては、やっぱりあまり簡単にいじるということはやりたくないなと、そんな思いで、遵守しようという形で自らへの遵守を義務づけながら進めてきたということをご理解いただきたいと思っています。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ただいま町長のほうから鳥海山の知名度上がったのだというお話ございましたし、少し項目についても所見を伺わせていただきました。もう少し具体的な事務的な部分も含めて詳しく説明をお願いしたいなというふうに思います。よろしくをお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどの町長の答弁の補足ということにはなりますけれども、この寄附金といたしましては、全国の皆様からいただきました寄附金の使い道については、お一人お一人が指定されました8つの事業に基づき、その年度に実施される特徴的な町の事業に振り分けて活用させていただいているということでございます。この指定する8つの事業につきましては、ふるさと納税がスタートするときこの制度の趣旨に合うように事業の種類を決めたわけではありますけれども、具体的な事業の予算の中身ではなくて、大枠での事業の種類の中で選択をさせていただいているということでもあります。この大枠の事業の種類を選択することで町のほとんどの事業に充当することが可能になりますので、毎年この事業の種類というのを変更する必要はないのではないかというふうに考えているところであります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） あまり、答弁いただきましたけれども、絞ったりなんかすると、要するにクラウドファンディングですとか、いろいろなお金の集め方もございますので、またそれについてはふるさと納税という、寄附という趣旨からもちょっと離れていくのかなというふうに思っておりますので、現在はこの8つで全ての事業を網羅しているのだという答弁でございました。理解をいたしました。今後有効な事業への寄附金の振り分けということをしていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、壇上からも述べましたけれども、人口減少というのが止まらない状況の中で、いわゆる町税が増えるということはかなり厳しい状況の中で、寄附金は先ほども申し上げましたとおり、重要な財源になるのではというふうに私は考えております。町長答弁の中にも財政運営上貴重な財源という表現だったと思いますけれども、貴重な財源という文言ございました。町としてこの寄附金の額について、もちろんいろんな、増えるは増えるで問題点はあるのでしょうかけれども、金額として増えていくのが端的に望ましいことであるのか、私としては増えていってほしいなと思うのですけれども、そこら辺財政のほうではどうお考えなのでしょう。ちょっと所見を伺いたいと思います。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

ふるさと納税の寄附金につきましては、財政的な部分について言いますと、昨今のコロナ禍の経済状況におきまして非常に経済が低迷しているということもありまして、それが町の主要財源である交付税等にも影響が出ることが予想されている中で、ぜひとも頑張って増やしていただきたいという財源ではあります。このことにつきましては、町としても当初予算編成会議の中でも説明をしておりますし、数少ない自

主財源でありますので、クラウドファンディング等々についてもいろんな角度から取り組むように職員にはお願いをしているということでもあります。一方、自主財源としての寄附金ということではなくて、寄附をいただくとその返礼品を返しているわけでもありますので、その返礼品は地場産品であります。その地場産品が消費されることにより、町の経済効果というのは非常に大きいと考えておりますので、その点も含めてふるさと納税には頑張っていたきたいというふうに考えているところであります。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） ちょっと先ほどの質問でも触れましたけれども、寄附金が増えることややはりいろいろな問題と申しますか、問題と言ったらいいのか弊害と言ったらいいのか、いろんなものが出てくると思うのですけれども、そういうところで端的に寄附が増えることによつての出てくる問題点みたいなのってあるのでしょうか。あれば具体的にちょっと説明をしていただきたいと思いますけれども。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

財政的にはいいことばかりでありますけれども、それを担う産業課にとっては、事務担当も非常に苦労しているという状況でありまして、実はふるさと納税のポータルサイトとして、現在ふるさとチョイスとANAと楽天の3社を利用しているわけですが、昨年度までふるさとチョイスに一応8割以上利用がありました。今年度は、楽天の受付と返礼品の送付などの運營業務をこれまで東京の業者より行っていたものを、プロポーザルによりまして酒田市の業者に決定をして現在は委託をしております。そうしたところ、以前と比べまして酒田市の業者と担当者が非常に緊密に連携を取りながら、さらに返礼品の事業者へのきめ細かい対応もしていただいておりますし、あとは返礼品の内容が詳しく説明された見やすいサイトを完成していただいておりますので、8月には既にふるさとチョイスを楽天が抜きまして、現在は全体の7割以上を占めているといった状況になっております。残りの2割がふるさとチョイスで、1割弱がANAと郵便振替等ということになっている状況であります。本当に納税が増えることは、財政的にはいいことばかりなのですけれども、年間、そうした意味では3万件以上の方々から納税をしていただくわけでありまして、そのの方々へのお礼状の準備、それから納税証明書の送付、あと住民税の特例に係るワンストップ特例という事務もございまして、あとは、返礼品の送付業務と苦情対応というようなところも産業課のほうで担当しておりますので、その業務に日々職員が追われていると。特に返礼品のカタログがリニューアルされる4月から6月、それから今月、年末にかけての業務については、納税者がその時期に2万件以上来て集中をするということもございまして、今月をはじめ来月を含めまして事務量の増加が職員へ、特に現在職員3名体制でおりますが、ふるさと納税を受け持ったことによりまして会計年度職員を2名ほど配置していただいております。ただ、職員も1名産休に入りましたし、その分会計年度職員も増やしていただきましたが、今の状況ではニーズが非常に足りないということで、それぞれの課のほうから応援をしていただきながら対応していくことにしております。そういった意味では、そういった事務量の増が産業課にとっての大きな問題、課題になると思っております。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 総務と産業課の多少のずれというのがかいま見えたような気がしましたが、要は整っていけば右肩上がりの可能性もあるという認識をしたところであります。

1つちょっと答弁なかったので、確認をしたいのですけれども、返礼品、寄附が増えれば返礼品も増えていくと思うのですが、そこら辺の物流の確保みたいなものについては何か特段問題みたいなものはないのでしょうか。ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

大変失礼しました。物流の確保ということにつきましても、ふるさと納税の額が昨年になく増額しておりますので、返礼品の確保というのは課題にはなっております。平成29年度のこれまでの最高額でありました2万9,398件で3億5,515万2,000円、これが今これまでの最高でありまして、このときの返礼品は5割お返しをしていたということでありまして、その当時に返礼品の用意はできていたということでありまして、今後も品物が不足するということはないとは考えておりますが、現在も返礼率が3割以下となっておりますので、それが納税者にとって魅力的な品物であるかは課題になってきているということもあります。ただ、先ほども申し上げましたが、返礼品は米をはじめ量的にはございますが、事務対応する職員が不足をしているのは、これはしょうがない事実でありますので、それ以上の寄附が来た場合はもう職員が対応不可能ということになると。そういうときには、もう申込みの受付はできないという状況も考えられることとなります。現在返礼品については、庄内米を筆頭にメロン、小玉スイカ、庄内柿などの農産物が上位を占めているという状況であります。続いて加工品では魚介の加工品、それから干し柿、丸餅等、そういうものが選ばれていると。特にJA庄内みどりの農協のメロンや小玉スイカについては、4月に申込みを受け付けまして、すぐに予定個数に達しているという状況で、メロンなどの数量確保についてはこれまでも課題であるとは聞いておりましたが、来年度以降については庄内みどりだけでなく、各個人の農家さんにもお願いをしながら協力をしていただけるように、そういったメロン等の数量については増やしていきたいというふうに考えているところであります。そして、楽天の運営業務の業者とともに、新たな農産物としては西洋イチジクやシャインマスカットなども開拓をしまして、来年度の返礼品として準備をしているというところであります。あとは、今年度ふるさと納税の受付業務、企画から産業課に移行したことに伴いまして、新たな返礼品の掘り起こしや返礼品の認定など、特産品開発を担う担当課の取組となったもので、町長答弁にもありましたとおり、新たに8社25品目の返礼品も追加をされております。今後も地域活性化拠点施設がございますので、それらを最大限活用いたしまして、新たな特産品の完成を目指したり、その特産品がふるさと納税の返礼品として活用できるよう、関係団体と連携しながら研究していきたいと思っております。

以上です。

議長（土門治明君） 1番、本間知広議員。

1番（本間知広君） 物量の確保についても厳しい状況なのかなと少し思ったわけでありましてけれども、平成29年度ですか、返礼品5割り時代に寄附的には乗り切ったのでという話もございました。ただ、今後やはりもし寄附額が上がっていった場合は、やはり物量的にも大きな問題になり得る可能性はあるのかなという感じも受けました。今年度については、楽天のサイトのほうの活用が始まりまして、答弁にもございましたが、飛躍的に寄附額というのは増えておりました。今、町の、楽天のサイトに限るのですが、ちょっと数えてみたら返礼品の種類が126ほどありました。もちろん答弁にもあったとおり、返礼品のナンバ

一ワンは米なのでございますが、126もあるのだと思って、今年はアワビを使った返礼品にも取り組みながら、いろいろ努力なさっているなというふうに見ていたのですけれども、答弁にも返礼品の掘り起こしですとか認定作業の取組、新たに8社25品目が追加ということであります。先日2番議員からもお話ありましたけれども、やはり拠点施設、答弁にもございました遊佐町拠点施設、ここをやはりより有効に活用しながら、これは前からの大きな命題というか、課題というか、あったと思うのですけれども、特産品ですね、分かりやすい町の特産品というものをぜひ今後開発をしていかないと、情報発信も含めてかなり不利になるのではないかとというふうに思います。とにかくうちっちゃいことでもいいので、やってみればとは簡単に言うのですけれども、なかなかやる人だったり、関わる人だったりというところでどうしてもなかなか前に進まない状況も十分理解はしておりますのですけれども、やはり先ほど申し上げました、もし上がっていった場合、対応できるものがやはり必要になってくると思いますので、寄附金の安定化を目指すためにここはやっぱりぜひ頑張っていくとけないのかなというふうに思います。頑張ると、町長、職員が足りないのだそうです。ぜひそこら辺も含めて前向きに対応していただければなというふうには希望はするのですけれども、具体的にこれをするに要するにもっと寄附金が増えますよというような、そういった案というのはなかなかないのですが、やはり今後の取り組み方次第で十分増えていく可能性というのはあると思いますので、ぜひそこら辺を頑張っていただきたいというふうに思います。そこら辺で少し所見あればお伺いして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 本当にふるさと納税スタートしたときは、どのようになるのかなという展望が見えなかったのですけれども、考えてみると遊佐ブランド推進協議会という形で特産品開発、芋焼酎の耕作くんもそうですし、遊佐カレーもそういえば鳥海山の恵みをいただくカレーという形で整ってきたということは大変うれしく思います。今、豊島区から、豊島区長から11月の10日に東京行ったときに、次の日必ずファーマーズマルシェ、いわゆるイク・サンパーク、池袋のサンシャインの隣のところでファーマーズマルシェをやるから、ぜひとも会場に見に来てという形のご案内、電話をいただきました。区長さんから電話あったのですから、やっぱり直接お邪魔しようと思って行ったのですけれども、友好都市関係ないところが物すごく売り込みで、やっぱりうちの商品出させてほしいという形でかなり豊島には問合せがあったと伺いました。12日はコロナの関連で大きなイベントはやらないで、少し地道にやるという形ですので、町ではちょっと1回目は行けないのかなと思っていますけれども、やっぱり遊佐を発信する、そしてあそこの大都會の池袋というところの地の利を借りてやっぱり町の発信をしていただけるというのは、私はすごい機会をもらったというふうに思っています。

遊佐町って、今サケが豊漁で大変オホーツクの、斜里町の町長からはあるとき、環境自治体会議やった町ですよって言ったのですけれども、遊佐町がどこにあるか分からないってやっぱり言われてしまいました。月光川水系かという形で、漁師の皆さんはやっぱりどの河川の沿線の町かというのだけは分かるのだというお話もありましたので、それら等やっぱりまだまだ町の発信については足りないことは十分分かっておりますので、それら等やっぱり特にふるさと納税して返礼品が町のものをお返しすることであれば、ほとんど町の皆さんの収入になるわけですから、それら等も大切に遊佐の応援団をしっかりとつかまえていきたいと思っていますし、広げる努力もしていければと思っています。そういう点でいけば、最

初にサケの昆布巻き作った、銀座のアンテナショップに、遊佐の吹浦の婦人会長が当時升川の加工場で作っていただいて、それがやっぱり銀座、東京へ出して、やっぱり今でも売っているという形を見ますときに、ちっちゃな一歩でも踏み出して積み重ねれば、やっぱりこの地域に根づくものが生産できるようになるのだなど。非常にいい例がやっぱりあるわけですから、この町に。そのところでしっかり十分に力を蓄える準備、そして商品売る準備等、いろんな形でチャレンジしていただければありがたいと思っています。

町としては、多少の苦情はやっぱり今年にあったように伺います。庄内柿は少し斑点が、痕が出てきてちょっと品質的という苦情もあるわけですが、それら等真摯に対応して、そしてやっぱりファンにおわびするところはおわび申し上げ、取り替えるなどの行動を取りながら、少しでもやっぱり地域の発信に資することができればと思っていますので、それぞれのブランド推進協議会、それから特産品部会、いろんな会があります。今年は食に関する遊佐のイベントもコロナの関係で多分できないのだと思いますが、それら等やっぱりアフターコロナに向けて、しっかりそれらの準備等進めていきたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） これにて1番、本間知広議員の一般質問を終わります。

3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 昨日、一般行政報告にありましたとおり、11月の11日、砂丘地砂防林環境整備推進協議会の皆さんと一緒に高瀬小学校、藤崎小学校の4年生の皆さんとクロマツへの薬剤樹幹注入を実施してまいりました。森林整備体験学習におけるクロマツ保全活動、これを通して、自然環境に対する知識を得る重要な教育と心強く感じた次第です。当然、先ほど来より言われております2015年9月に国連サミットで採択されました持続可能な開発目標の第15、森の豊かさを守ろうに即した活動であることは承知の上でございます。そこで、マツノザイセンチュウ病対策の現状について伺いいたします。

令和2年9月8日付の一般行政報告によりますと、令和元年度分の被害木に対しては、6月のマツノマダラカミキリ羽化脱出前に伐倒、破砕処理を完了しました。また、薬剤散布事業については、昨年度に引き続き羽化予想時期に合わせ、5月下旬から6月下旬にかけて実施しましたと記載されております。実施場所等をお伺いいたします。

さらに、完全伐倒に対する施策について伺いいたします。本事業において、関係官庁との連携について伺いいたします。

さらには、民地における被害木等の施策について伺いいたします。

次に、高齢者の安全運転を支援するための補助金交付事業の現状について伺いいたします。11月1日より実施されていますが、その実施経過を伺います。

さらには、今後の展望について伺いいたします。

次に、残念ながら10月18日午後5時25分頃、国道7号線比子地内におきまして交通死亡事故が発生をしてしまいました。この交通事故発生を受けた今後の施策について伺いいたします。交通事故を抑止するための具体的施策があるかどうか、これについて伺いいたします。

以上、よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

(午前 1 1 時 4 5 分)

休

憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1 時)

議 長（土門治明君） 一般質問に入る前に、中川健康福祉課長より報告があります。

健康福祉課長（中川三彦君） それでは、私のほうから新型コロナウイルス感染症の感染者の情報についてということでご報告申し上げます。

当町では11月26日に40代の男性の方が新型コロナウイルスに感染されたという発表を受けましたが、その後12月6日に40代女性の方ということで2例目発表になりました。実はその後新型コロナウイルス感染ということで、本町の方ではないわけですが、本町内の厚生会のほうにお勤めの介護職員が新型コロナウイルスに感染をしたということが判明しました。これは、12月7日のことでございます。そのため、庄内保健所の指導の下、濃厚接触者と判定された厚生会の施設の利用者、それから職員に対するPCR検査が昨日実施をされました。この感染された職員の方であります、12月8日の日に発表になりました方でありまして、50代の女性、酒田市にお住まいの方でございます。遊佐厚生会の職員ということであります。この方については、現在入院をされておりまして、健康観察中ということになってございます。厚生会のほうでは昨日検査を行いまして、施設の利用者、それから職員に対するPCR検査を行っている状況であります、検査済みの一部職員については既に陰性が確認をされておりまして、残りの職員と入所者については、本日に結果が判明する見通しであります。なお、この件に関して、本日12時頃に厚生会としてホームページのほうに掲載をしているという状況であります。続報については、遊佐厚生会ホームページで順次発表する予定ということでありまして、感染が判明した職員が勤務していた施設については現在利用を一部停止をし、感染が拡大しないような措置をしていると聞いております。

私からは以上であります。

議 長（土門治明君） 引き続き一般質問を行います。

3番、佐藤俊太郎議員への答弁を保留しておりましたので、町長より答弁をいただきます。

時田町長。

町 長（時田博機君） それでは、佐藤俊太郎議員に答弁をさせていただきます。

答弁いたす前に、今健康福祉課長から町内の様子についてご説明を申し上げます。まさに町で感染を何とか抑え込もうという形で努力されている医療関係者、保健所等、多くの皆さんのお力添えを賜うこと、感謝申し上げたいと思っております。

さて、我が町の森林病虫害対策として、いわゆる松くい虫被害対策として、県知事より高度公益機能森林と指定されている西山地区において、年度内に把握した被害木については次年度のマツノマダラカミキリ初発日までに伐倒、破碎処理を完了することとされております。山形県の森林施業支援事業補助金を活用して、衛生伐並びに町単独の事業での特別伐倒駆除において民有林の伐倒駆除を実施いたしております。また、保安林につきましては庄内総合支庁森林整備課が、また国有林については庄内森林管理署が対応す

ることとなっておりますが、被害木等の情報については平時よりお互いに連絡を取り合い、相互に情報共有をしているところであります。また、年2回の庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議において情報の共有、意見交換を行うなど、庄内海岸林一体として効果的な防除対策を円滑に実施できるよう取り組んでおります。

民有地における施策につきましては、森林病虫害等防除法に基づき、山形県知事より発出される特別伐倒駆除命令を受け、前述いたしました衛生伐並びに町単独事業の特別伐倒駆除により、西山地区の保安林指定されている民有林の伐倒を実施をしております。しかしながら、宅地などの民有地にある木については、あくまでも個人の所有する財産であり、その伐倒などの管理については所有者に行っていただくというのが県、町の基本的な考えであります。このため、現状としては宅地などの民有地にある木の伐倒処理などを町では直接行っていないという状況にあります。

続きまして、高齢者の交通安全を支援するための補助金交付事業の現状、今後の展開、展望という質問でありました。高齢者ドライバーの事故原因は、ハンドル操作やブレーキとアクセルの踏み間違い等の操作不適が多いと一般的に言われておりますが、衝突被害軽減ブレーキ、踏み間違い防止措置、車線逸脱警告、ハイビームの自動切替え等の機能を搭載している先進安全自動車は、高齢運転者を含めたドライバーの事故を防止し、その被害を軽減するのに有効と伺っております。国では、高齢者の安全運転を支える対策としての先進安全自動車の普及を進めており、今年3月9日より65歳以上の高齢運転者による安全運転サポート車の購入や後づけの安全装置の購入等を補助する、いわゆるサポカー補助金の申請受付を開始いたしました。

町としても、昨年度の定例会で高齢者の事故防止についての質問をいただいたことや、国の高齢者ドライバーに対する支援の動きを踏まえ、今年度9月定例会の補正予算に提案し、議決をいただき、11月より遊佐町高齢者安全運転支援事業費補助金として、高齢者ドライバーに対する補助制度を創設したところであります。制度の概要といたしましては、65歳以上の高齢者を対象に、先進安全自動車を購入した場合は定額で5万円、踏み間違い防止装置などを後づけで設置した場合は、装置の購入や設置にかかった費用に対し5万円を上限に、国の補助金に合わせて町が補助するものであります。11月2日から申請の受付を開始いたしましたが、想定した以上に多額の申請をいただき、既に予算の上限に達してしまったため、今現在は申請の受理を停止いたしております。申請の受付停止後も町民の皆様から多数の問合せをいただき、支援を望む声も多く寄せられていることから、今定例会の補正予算に提案させていただいているところであります。先進安全自動車が全ての事故を防げるわけではありませんが、高齢者ドライバーが安心して運転できる環境づくりと免許の自主返納によるタクシー券の助成等、運転に不安を感じる高齢者の交通手段に対する支援を併せて行うことで交通事故を一件でも減らせるよう、町としても支援を継続していきたいと考えております。

3番目の質問は、交通死亡事故発生についての質問でありました。今役場前に死亡事故ゼロ何日という看板が飾られておりますが、今日現在で49日間と理解しておりますし、一方消防団では先日10月2日に蕨岡地区第2分団で無火災2,000日が達成されたということ。また、高瀬地区等ほかの地区でも1,000日は何回も達成しているということから見ますと、交通死亡事故ゼロの1,000日というのはどんなにか遠いものかという思いをいたしております。

10月18日の夕方、本町比子地内で近所に住む70代の方が道路横断中に県外から来た車の方と衝突して亡くなるという大変痛ましい交通事故が発生しました。交通事故の被害に遭われた方とそのご家族に対して心よりお悔やみを申し上げますとともに、こうした悲しい事故が二度と起こらないように町としても取組を強化していきたいと考えております。

まず、遊佐町の交通事故の現状であります。今年1月から10月末までの統計で交通事故件数が24件で、昨年同時期と比較すると6件減少しております。新型コロナウイルスの影響による外出自粛等の影響もあったのではないかと考えられます。なお、そのうち65歳以上の高齢者が第1当事者となっている割合は、およそ3割程度となっております。今回の交通事故に際し、県警や道路管理者等が入った現場検証、事故原因の調査が行われたわけですが、交通事故は1つの要因だけではなく、様々な要因が重なることで発生しやすくなります。事故の発生を防ぐためには、ドライバーが交通ルールを守って安全運転を心がけることはもちろんですが、歩行者もふだんから交通ルールを守り、自らの命の安全を守る手段を積極的に講じていただくことが大切であると考えております。

今年度は、幼稚園、保育園、学校、老人クラブなど、年間延べ32回の交通安全教室を開催しております。交通安全教室では、幼児、児童、子育て世代からお年寄りまで幅広い年齢層を対象に安全な道路横断の仕方、自転車の安全な乗り方、チャイルドシートの着用指導、高齢者を対象とした安全教室、運転シミュレーターを活用した危険予測の疑似体験を行っております。ほかにも家庭訪問、安全運転サポカーの購入補助、免許返納者へのタクシー券の支援など、町では各年代に合わせた啓発活動、支援活動を実施しております。歩行者に関して言えば、反射材等の物品も交通安全教室の際には必ず配布しており、来場者の了解をいただいた上で、靴のかかとにその場で貼らせてもらっております。特にこれからは日没の早い時節でもありますので、夕方の外出時は目立つ色の服と夜光反射材を身につけていただくことで車に発見されやすい環境をつくり、事故を未然に防ぐことができると考えます。交通安全教室のとき以外にも防災行政無線を活用しながら広く町民に呼びかけていきたいと思っております。

コロナ禍の中で活動が制限される部分もありますが、こうした啓発活動を地道に継続していくことが新たな交通事故の抑止につながっていくものと考えておりますので、酒田警察署をはじめ酒田地区交通安全協会、交通安全母の会、幼稚園、学校、保育園、各まちづくり協議会等の関連団体と連携を図りながら今後も取組を進めてまいりたいと、このように思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。最初のマツノザイセンチュウ関係のことから再度質問させていただきたいと思っております。

今私手元に持っているのが、独立行政法人森林総合研究所というところが発行した森林被害対策シリーズという松くい虫の防除作戦という名称のパンフレットでございます。ここに記載されているのが徹底的な駆除が必要だということでございます。全ての枯損木を見つけたか、見つけた枯損木は全て駆除対象としたか、駆除対象の枯損木からマツノマダラカミキリを全て殺虫したか、これが重要だという記載がされております。当然町では直接担当をするわけではなく、依頼をしているわけですがけれども、依頼をする際に当然こういう条件というか、発注の際に条件をつけるとは思いますがけれども、発注後の見落としはない

かというものの確認はなされているのでしょうか。これをちょっとお尋ねをいたします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

松くい虫の被害木につきましては、先ほども答弁をしておりますとおり、この12月に調査を行いまして、それぞれそれを来年から年度末にかけまして、時期が過ぎれば年度過ぎてからも行うというような状況になっております。調査から期間が少したってからの伐倒ということになりますので、伐倒する時点でそのときは発見されておらなかったものが枯れた状況になったというようなことはあるかと思えます。そういう場合は、発見次第その場でマーカーとして、いろいろテープをそれぞれ町、県分けまして枯損木にはつけておるわけですが、それがついていないものについても一緒に伐倒していくということにしております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ありがとうございます。私お尋ねしたいのは、それは何月まで、最終伐採駆除は何月まで実施をされていらっしゃるのでしょうか。これをお願いします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

伐倒駆除につきましては、12月の調査の結果に基づいてその後に行っておりますので、防除が大体マツノマダラカミキリの初発日をめどに行っておりますので、6月下旬頃まで防除は行います。伐倒についてはその前、遅くなくても5月下旬までは行っているという状況でありますので、その後出てきたものはその年の12月に再度調査を行って、その時点まで残ってしまうという形になるかと思えます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私の居住地が通称西山の近隣でございますので、抜倒駆除の音が聞こえてくる地域に私住んでいる関係上、やってくれているなといえども、切られていない木がやはり目につくのです。ただし、これが伐倒駆除対象地の中にあるのか、それ以外にあるのかは、私は分からないのですけれども、確かにこれ残っているなという木も多々見受けられました。去年西浜キャンプ場の中で調査、伐倒をかけられたのは私も承知しておりますが、その際に非常に私興味があるというか、関心があったので、テープのついているやつとテープのついていないやつを見ました。多分今これついていないけれども、これは枯れるだろうなという感じのやつ見つけて、写真まで撮ってございます。今年その木にはやっぱりテープついておりました。これは、宮城県の林業技術センターにおいて開発した松枯死木の探索法というものですけれども、用語の定義として枯死木、これは誰が見ても分かる全く枯れた松。その下に年内枯れ木、枯死木のうち感染した年内10月頃に葉が褐色するもの。年越し枯れ木、枯死木のうち感染した年内は緑葉を保持していて、翌年3月頃になって葉が褐変するものというふうに記載があります。多分3月頃といっても、これは若干ずれるのではないかなということを思っていますけれども、これからも多分カミキリムシは出るのではないかなと。さらにその下にポンチという項目がありまして、枯死判定のために皮ポンチを木づちを用いて松の樹皮をめくり、木部と内樹皮の色を観察する調査、こういう調査は多分やられてはいないのだとは思いますが、やはり今後このような調査も必要になってくるのではないかと思います。これについてはいかががお考えでございますか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 庄内海岸に松くい虫被害対策プロジェクト会議、ちょうど遊佐町役場で、5年ぐらい前から山形県からぜひとも遊佐町でやりなさいと。大変な被害出たときありましたので、どうやらそこ収束に向かえるかという形で、県から大変な判断をいただきながら、英断をいただきながら、この議場をお借りしてその会議をやらせていただいております、年2回ほど。その中で私がいつも座長を担うわけですが、被害出たらその年度でやっぱりしっかり、いわゆる松くい虫、マツノザイセンチュウ、カミキリが出るまで、これの前に、初発日の前にやっぱり伐倒しようよということで県では非常な努力をいただいております。実はそれまでの山形県では、寒河江市の森林研修センターで出る初発日以外調査する場所がなかったのですけれども、この会議を通して羽黒町にある庄内の森林管理署の管轄するところでもやっぱりその調査をやりましょうという形で、山形県一本でやったものをやっぱり地域の実情に合わせてしっかり確認しましょうという形でマツノマダラカミキリの発生の日にちまで確認作業を進めていただいております。また、その場には庄内森林管理所の所長、それから県の森林管理センターの所長、そして庄内総合支庁産業経済部長とかいろんな形の団体、行政の方もいらっしゃいますが、実は何でも言える立場の方、砂丘地砂防林の代表とか酒田のクロマツをたたえる会の代表とか、そしていろんな万里の松原の会の皆さんとか、やっぱり行政が足りないところについて、そんな民間の皆さんからいろんな意見を申し述べて、そしてそこにやっぱり気づいてもらうということの会議が非常にありがたく思います。かつて庄内総合支庁の森林課の主幹でありました方が今度遊佐町にお住まいになるのですけれども、その方からは、実は根っこを通して、根を通してうつるという論文もあるのだから、マツノザイセンチュウばかりでなくて、根っこが近いところは危ないのだよという提案もいただいたりしているわけで、それぞれ鶴岡市、酒田市、遊佐町等の国費の事業、県の事業、そして町単、市単の事業もそれぞれ確認をしながらこれらの会議を県が主導してくれたということには頭の下がる思いであります。ただ、一番中でうれしかったのは、私としては収束の方向に遊佐町は向かいつつあるということ、それはいいのですけれども、その活動を通して民間の皆さんが植林まで取り組んでいただいているということが大変心強く思っていますし、もう一つはなかなか高速道路の所有する、ネクスコですか、ネクスコ東日本の所有する高速道路のエリアの松が枯れてきても、それまでは何ら関心なかったのですけれども、庄内でこういう事業やっていますよ、ぜひともやっぱり所管しているエリアの松について枯れているのであれば、何とかお願いしたいという申し入れをしたところ、研修会、講習会、いろんな形でネクスコとか、そういうほかの団体がそれに取り組んでいただいているということは大変ありがたいのだと思っています。町としては、予算の限りでということもありますが、民間の方からは地上で薬まくよりは、やっぱりラジヘリでの散布が一番効果的であるのではないかということもそういう場をお借りしてどんどん発信していただいて、それを受け止めていただいて県なり国なりがラジヘリ散布を少し力を入れていただいている方向に進んでいるということは、大変ありがたく思っているところです。

残余の答弁あったら産業課長にいたさせます。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） 議員からのご質問で、どうしても枯損木の調査について、その枯れた状況が調査の後に出てくるものが必ずあると思います。ですので、どうしても年間を通した調査を行わないと、そ

ういった漏れはどうしてもなくならないと考えておりますので、その調査については調査自体も費用もかかりますし、いろいろ地区の皆さんのご協力を得ながらそういった活動もできるのか、砂丘地砂防林の協議会の中でもそういった話題を提供しながら、今後どうしたほうがよろしいか検討させていただきたいなと思います。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） くしくも平成27年12月9日、第509回で当松くい虫についてのご質問があり、町長がご答弁なさっています。それから5年を経ても、今現状、町単独でも県もお金出して、収束をしていないというのが現状であります。やはりこの収束をさせるためには何が必要か。PDCAなる言葉がありますけれども、計画を立てて実行した。では、評価と改善。評価、改善、この点が若干足りていないから現状があるのではないのかなと私は思いますけれども、町長いかがですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 以前、それまでの取組、県の取組、国の取組から見れば、会議を重ねることによってやっぱり共通認識が出てきますし、また実は山形県からは大変な大きな予算もつけていただいているということを見ますときに、やっぱり町としては昨年度、一昨年度、少し収束の方向に向かいつつあるということはデータを見ればはっきりしていますので、それら等でやっぱり成果は上がってきているというふうに私は認識しております。全てをゼロにするというのはなかなか難しいことだと思いますが、コロナウイルスに関してはワクチンがやっと昨日からイギリスで接種され始めたということでもありますので、長くかかることもあるかと思いますが、県が大きな取組にかじを切ってくれた、もらったおかげで、町もそれなりに予算的には応えながらやってきているという現状。そして、当初は全然想定しなかった、地上散布だけだったのがへり散布のほうに方向づけしていただいているというところから見れば、実は小さな一歩が大きな一歩につながるきっかけになってきていると、私はこのように思っています。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 私がご質問いたしました民地における、民有林は伐倒駆除の対象になっておるというご説明で理解しましたけれども、民有地については個人の責任で対応していただくという方針、山形県の方針であるということですが、今私は長野県の山形村、長野県に山形村という村がございます、ここでのマツノザイセンチュウの対策でございます。これは、その前に安曇野市のほうからご紹介させてください。平成26年から実施をしている事業で民地伐倒駆除、伐倒駆除に対しては上限額20万円、補助対象費に2分の1を乗じて得た額以内、薬剤の地上散布1万円、樹幹注入、薬剤1本の購入に要する経費のうち1,500円を対象として補助をする。ホームページの中に、市では庭木等の松を松くい虫被害から守るため、伐倒駆除、地上散布、樹幹注入のいずれかを実施される方へ補助金を交付しております。補助金をご利用いただき、被害の予防及び蔓延防止にご協力ください、このように明記されています。私なぜこんなこと言うかということ、月光川を挟んで西浜のキャンプ場があります。西浜のキャンプ場から川隔てたところの民有地、ここにやはり松枯れの被害木が、1本、2本ではないのです。あるわけです。これ放置すれば、カミキリムシは2キロ飛ぶといえますから、これは飛ばないほうがおかしいです。民有地、多分植えたのではないのだと思います、これは。自生の松であろうという感じ、庭木ではありません。土手沿いに生えている松の木がもう枯損されております。残念ながらここは赤いテープで、伐倒処理の対象

にはなってございません。これから飛んでいくだらうな、これはもう想定されるわけです。そこで、やはり他市でやっているとおりに庭木等の松を、庭木ではありませんけれども、協力いただいて駆除していただきたい。

あとは、さらには長野県の朝日村というところの対応でございます。村では、枯れた松の早期発見にご協力ください。村では枯れた松を早期に発見し、処理をするようにしております。村民の皆さんも身近に枯れた、これはアカマツとなっています。松がありましたら、朝日村役場産業振興課林務係に電話連絡をお願いします。発見者立会いの下、確認をさせていただいて処理をする、このように明記されています。多分、でもこれはホームページ見て、去年の被害木がたしか58本でした。少ないから多分これこういうことができるのかなとも思いつつも、やはり早期の場合はこういう対応を取れば防げるのかなという感じしております。これにつきまして、やはり、実を言いますと私のうちの庭の松の木は数年前に枯れました。町でちゃんと伐倒してくれたら俺のところまでカミキリムシ飛んでこなかったのではないかという思いもありましたけれども、それはもうしょうがない。自分で処理をしました。さらには、庭木以外にも松の木がありまして、これも自分で処理をしたのですが、もちろん粉碎、破砕までにはちょっと手が回らないので、放置していたのです。放置していた松にカミキリムシがつくのです。それが線虫を運ぶカミキリムシかどうか分かりませんが、ウィキペディアによりますと、世界では約2万種のカミキリムシがいて、日本では約800種類のカミキリムシがいるのだそうです。その中のカミキリムシがやはり、はっきり申し上げてうじょうじょと私が伐採した木に。それは見つけた段階で私が殺処分しましたけれども、そういう未処理の松から出てくるといふ事実はやはり事実として捉え、これを何とか処理できるような対応をやはり取るべきではないかなという思いがありますが、これいかがでございますか。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

確かに町の場合の被害木については、調査の結果で平成28年は9,850本ほどありますし、やっと昨年の調査で2,384本まで減少したという状況がございます。その中でありますので、長野県の市町村のように1本1本報告をいただいて町で処理するといったような業務には到底できないわけでありまして、ただ宅地内のそういった個人の財産につきまして、町のほうで処理をするということについては、やはりなかなか個人の財産まで手をつけるということはちょっとできないかなという状況もございます。ただ、議員ご紹介のとおり、長野県のある市町村ではそういったことも行っていると。長野県ではやっていないところもありますので、全部が全部ではありませんけれども、こちらのほうでも、今県のほうで緑環境税徴収をしておりますので、それについては森林所有者だけでなく、通常の方からも徴収をされているわけでありまして、そちらのほうの財源を使用できるのかどうか今後検討させていただいて、やはりこのまま公益機能森林を集中してやるだけでは宅地内に被害木がそのまま残ってしまいますので、そちらのほうの処理についても今後できる、ある程度補助制度を創設できるのかどうか検討しながら対応してまいりたいと思っております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） 個人宅の財産、そのとおりでございます。しかし、町が個人に対する補助は、今回を別として、多々あるというふうに私は認識しております。個人に関する補助、例えばうちを建てる

場合、リフォームする場合、全て個人の責任で本来やるべきところではあります。当町でもその補助はございます。こういうことを考えれば、やはり本件に関してでもできなくはないのではないかなと思ったりもします。ですから、その点よろしくお願ひしたいと思います。

また、丸子の社叢、町の文化財でございました。しかし、カミキリムシには文化財であろうが、庭木であろうが、防風林の松であろうが、全く関係ございません。やはりこのことカミキリムシに対しては、垣根を越えた対策が必要なのではないのかなと思います。また、国道345号線、7号線までの間の左右ののり面、ここにやはり今現在枯れた、褐色化した松がございまして。これには印ございませぬ。あと、国道7号線のバイパスののり面、これにもやはりございまして。こういう関係各所というふうに私申し上げましたけれども、こういう道路と松の関係、電話して聞いてみましたところ、倒れて車の通行に妨害がない限りはという感じのお話でした。ということは、やはりそこから松は、カミキリムシは飛び出してくるのだろうなと。ですから、こういう一番最初に全ての枯損木を見つけたか、全ての枯損木を見つけて対応しない限りは、いつまでたってもそれこそ収束にはなかなか時間がかかるのかなと思うわけでありまして。見つけた場合、やはり関係各所に連絡をなさっているというご答弁でございましたが、私から言わせれば足りていない。足りていないから減らないという結果に私も行ってしまふのです。

それで、今、町では地域生活課のほうで道路パトロールの車もございまして。道路だけではなくて、ちょっと目線を変えて、枯れた松があそこにあったよ、そういうことも可能ではなからうかと。町全部挙げて、町民全部挙げてやはり収束に向けて力を合わせてやるというのが理想ではないのかなと、理想を述べさせていただきました。まず、関係各所、7号線、国道事務所にも電話してみました。県のほうにも電話してみました。でも、やはりそれには対応していますよというご回答は得られなかったもので、やはり町として、被害を一番受ける立場でございまして、そのところをご配慮をいたして対応していただきと存じます。この件につきましては、私の希望をお願ひして終わらせたいと思います。

次に、高齢者の安全運転を支援するための補助金交付事業の現状、先ほど非常に好評であるというお話を受けました。私資料としてお配りしたものは、滋賀県大津市で起きた衝突事故の状況でございまして。何でこんなことを資料としてお渡ししたかと申しますと、これは信号待ち中の園児の列に直進の軽乗用車が突っ込んだ事案でございまして。たまたまこの直進の軽乗用車が私が買おうとしていた車種だったので。そのディーラーのほうに行きまして、これはサポカーだったのかって聞きました。そしたら、数日後、あれはサポカーだったのです。しかし、止まっていないわけです。この直進の軽乗用車が止まっていれば園児の列に突っ込むことはなかったのです。これがサポカーであった。しかし、止まらなかった。これは、どうしようもないと言ったら語弊ありますけれども、この資料の一番下に、これトヨタのホームページから取ったものですが、予防安全装置の各機能の作動には速度や対象物等の条件があります。また、道路状況、車両状況、天候等により作動しない場合があります。作動しない場合がやっぱりあるのです。これは、私はこういうことも見て、実際こういう状況にはなったことありませんけれども、理解はしております。私はこの件につきましては、やはり補助金は出しっ放しということではなくて、やはり意識を高めいただくためには、この補助金を申請する際に安全運転誓約書的な書類を申請の条件として添付をしていただけたら、より一層安全運転意識が高まるのではないかなと思っております。安全運転の誓い、誓約書的なものを補助金交付の申請書に入れる、これについていかがでしょうか。もしよろしかったら。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

安全運転の誓約書を提出したらどうかというご提案でありますけれども、この安全運転サポートカーにつきましては、一定条件の下での安全運転をサポートするものであり、万能ではないということにおいて、その誓約書を提出してもらうことが申請者に対する安全意識の、安全運転の意識づけという意味では、そこは非常に有効であるという認識でございます。現在、申請をしてもらう際には違う誓約書をいただいておりますので、その誓約書の中に安全運転に関する項目を1問加えるということは可能ではないかなというふうに考えておりますので、やり方については少し検討をさせていただいて、必要であれば要綱等の改正に向けて改正をしていきたいというふうに考えております。いずれにしましても、その要綱の見直しについては年度途中の改正になりますので、もう既に申請済みとの関わりも出てきますので、その辺の状況を見まして検討してみたいというふうに考えております。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） ぜひ検討していただきたく思います。

さらには、一律5万円というご説明でございましたが、町内の業者から購入した場合には5万円、町外の事業者から購入した場合には3万円という差を設けて、町内に厚く、そしてまた町外から買われる方が多分多いのではないかと思いますけれども、そうすれば広くなる。町外から買われる方を差をつける。やはり遊佐町の事業ですので、遊佐町の事業者にやはり恩恵があるような工夫あってもよろしいかなと個人的に思っております。これもご検討をいただきたい点の一つでございます。いかがですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

これも先ほど答弁した内容と同じことが言えまして、もう既に始まっている事業でありまして、今行っている方については同一の金額での補助を行っているわけでございますので、その兼ね合いもありますので、そこも検討ということになろうかと思えます。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） よろしくご検討をいただきたく思います。

それでは次に、死亡事故発生の件でございます。これは薄暮時、薄暗くなる時間帯における交通事故でございます。私がこういう関係の仕事に従事したのが昭和45年からでございます。その昭和45年当時から既に薄暮時は交通事故が非常に多くなる時間帯だから、みんなドライバーも歩行者も注意をしましよ、ずっと言ってきた。ずっと言ってきたけれども、残念ながらなくなならない。今回当町で発生した死亡事故以外にも死亡事故発生しております。新聞の報道によりますと、亡くなった方の反射材の着用はないということでございます。残念ながら、幾ら危ないからつけましようという啓発活動しても事故が減らない、死亡事故はなくなならないというのが現状でございます。では、どうすればいいか。私若干考えました。工事現場は見えないからぶつかるのであって、見えるようにすれば少しは防げるのではないか。7号線は国道ですので、管轄が若干違うと言われればそれまでですけども、歩行者、横断歩行者と思われるものが近づいたら、感知センサー、センサーを設置してその付近だけ明るくなるような工作物を設置する。3分程度明るくして、歩行者いなくなったらまた滅灯する、こういう物理的に明るくする方策も一つあるうか

など。これを信号つけるというような大々的なものでございませぬので、簡易なやつをやはりつければ少しは役に立つのかな、こういう提案を国道のほうにも、国道を管轄するほうに進言する、また町道でそういう危険な場所があったらやはり造って試作品を置いてみる、こういうことも可能かなと思っております。3Eの原則、私何回も言います。エデュケーション、これは啓発教育、次のエンジニアリング、このエンジニアリングの一つになるのだと思います。こっちのほうをやはり高めていく。教育の効果がなかなか現れないことをほかのやつで補完するという方法を取るべきではないのかなと、そういうふうに思っております。これについてはいかがでございますか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

議員がこれまでの議会の中でも何度もお話しされていたとおり、道路標識、道路標示、それから横断歩道、ガードレール等々の道路環境につきましては、交通事故の発生防止に影響があるというのは当然ご指摘のとおりだと思います。10月18日に発生した死亡事故についても、午後5時17分頃の発生ということで薄暮時間帯であり、真っ暗ではありませんけれども、ヘッドライトが必要な時間帯であったということのようであります。事故の原因については、運転手の不注意等いろいろ考えられるわけではありますけれども、今回事故が発生した現場というのは国道でありますので、町の裁量で独自にその道路環境整備を行うことはできませんので、付近に高速道路インターも完成することありますので、そこは一定国とそういった改善要望等を協議しながら進めていきたいなというふうに考えておるところであります。

議長（土門治明君） 3番、佐藤俊太郎議員。

3番（佐藤俊太郎君） よろしくお願いします。

以上です。ありがとうございました。

議長（土門治明君） これにて3番、佐藤俊太郎議員の一般質問を終わります。

10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 先ほど健康福祉課長からは、コロナの感染者という話でありました。医療関係者、施設の従事者、これ以上感染が増えないことを祈る限りであります。

私からは、コロナとは全く関係ない熊の話させていただきます。今年度の熊の目撃、農作物への被害、また人的被害は全国的に多く、秋口から頻繁にマスコミ等で伝えられております。本町でも目撃件数はこれまでに昨年の20件をはるかに上回る50件を超えております。幸い本町では人的被害はないものの、10月31日に早朝には蕨岡地区の上大内地区、ちょうど町長の集落であります。多分町長の家の脇を通っていたのかなというふうに思います。345号の交差点付近で発見され、町長のうちに向かっていたという話でありました。上蕨岡集落地内で捕獲されたという実例もあります。

近年は、住宅地や市街地での目撃が多発しております。県内においての人的被害は本年度これまで5件発生しております。県の正式発表では、本年度の目撃件数は779件ということであります。大きな原因としては、山のブナの実が凶作であることが挙げられます。今年は、全国的にブナの実の凶作の年でありまして、当然熊の目撃数も増えているわけですが、原因が近年それだけではないという状況にあると言われております。人の行動によって熊の行動範囲も変わってしまったという現状もあります。人間の世代行動変化は熊社会にも同じだと思われ、里山が行動範囲に組み込まれた個体も出始めております。近年、

人の生活圏でも生息、冬眠、出産する里熊化という問題が指摘されております。これは、本来の生息区域での生育密度が高まり、そこを追い出された若い熊が里地、里山へと生息分布を拡大しているのではないかと、このような多様な原因、現状からこれからは熊による被害は増えると予想されております。まずは、私たち人間も熊の生態を理解し、町が中心となり警察や消防、県などの関係機関と連携し、町民の被害を未然に防ぐ必要があります。今後、町はどのような対応をしていくのかを伺います。

次に、コロナ禍での小学校統合の進捗状況について伺います。小学校統合については、昨日も約2名の議員のほうから一般質問されましたが、私からも質問させていただきます。小学校統合については、現在令和5年の4月の開校を目指し、新校開校準備委員会で協議を進めているようであります。今年に入って新型コロナウイルス感染症対策により学校生活、教育環境が大きく変化し、子供たちも戸惑っているこの1年を過ごそうとしております。無邪気に遊ぶ子供たちにも少なからずストレスが蓄積されているものと考えております。具体的に申し上げます、2月27日に国から全国の小中高等学校に臨時休校等の要請があり、3月3日から町立の小中学校が臨時休校に入り、5月の11日までの69日間にわたる長期の休みに入り、年度末、年度始めに行われる卒業式、入学式など、この間様々な行事が最小限度の規模や中止を余儀なくされてきました。そのおかげで夏休みも大きく短縮され、休み中の行動も制約されました。学校現場では、昨年から行われた新学習指導要綱に伴う仕事の量や変化、加えて感染症対策に伴い手洗い、消毒、マスクの着用、3密の回避や教育機材の毎回の消毒に没頭する毎日で気の休まる暇もあります。おのずと教育現場や教職員の方々へのストレスも蓄積されていると思います。

小学校統合については、平成24年4月、遊佐町立学校適正整備審議会の答申を受けて新校開校準備委員会を設置し、協議を進めている途中ではありますが、これもコロナ禍の中、部会の協議も順調には進んでいないようであります。文部科学省からの学校の新しい生活様式という衛生管理マニュアルに基づき学校生活を送っていると思いますが、現場の負担は大きいものと考えます。新校開設には令和3年、令和4年度で3億6,000万円ほどの予算が見込まれております。また、給食調理室の改修費などその他、プラスアルファとして数千万円ほど見込まれているようであります。しかし、町民からいずれ空き教室になる施設を今急いで用意する必要があるのかという疑問もあります。今の遊佐中学校の空き教室の現状を見れば、無理して計画を進める時間を、子供たちのために時間を使う余裕も必要だというふうにおっしゃる方も多いようであります。コロナ禍での都市圏からの地方回帰の流れもあるようであります。このような現状を踏まえ、まずはここで一度立ち止まって、新校開設の時期を含め、コロナ禍の時代に合わせた統合計画を考えてほしいものと思います。

以上をもちまして壇上からの質問とさせていただきます。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、10番、高橋冠治議員の質問に答弁をさせていただきます。

まず最初に、熊出没についての町の対応について質問ありました。いつもの年であれば、年間、ここ何年か2頭ですか、捕獲の頭数は。ところが、今年はもう8頭、4倍の捕獲数になっております。本当に多いなという思いと、実際人の命に関わる問題が発生したら大変だなという思いをいたしているところであります。今年度の町内のツキノワグマの目撃情報は、11月末現在で50件を超えていまして、昨年1年間の目撃情報の20件をはるかに上回るものとなってしまいました。捕獲については2頭から8頭というところであ

ります。報告があったものがカウントしているわけで、実際を目撃情報はこれには定まらないなど、これ以上あるのだなという認識をいたしております。

さて、私の住まいする上大内集落にも200キロ以上の熊が目撃されて、そしてたしか猟友会の方から上蔵岡地内で駆除してもらったという経過がありました。平場の2キロ以上離れている山から私のところの集落であります。いよいよ熊と共生する村になったのかなと、そんな思いをいたしております。特に今年は山のブナが凶作だったことが影響している、そして餌不足となっているということではありますが、まさに熊が餌を求めて人里に下りてきたところで目撃されたり、農作物被害が増加したと考えられています。

町としては、平成28年度より遊佐町鳥獣被害対策実施隊を設置し、有害鳥獣の捕獲、防除に努めてきました。また、同年には農協、森林組合、猟友会、警察、消防、区長代表、県などを構成機関として、遊佐町鳥獣被害防止対策協議会を設立し、被害防止に向けた体制を整えてきたところであります。通常目撃情報が寄せられた際には、状況の聞き取りや現場での確認を行った後に状況に応じて看板の設置や回覧文書などによる注意喚起を行います。さらに、必要に応じて教育委員会へ情報を提供し、学校関係への周知や、危機管理では防災行政無線による周辺住民への注意喚起を行っております。また、ツキノワグマの捕獲許可権限は県にありますが、集落内や集落周辺の農地等、人畜等に危害を加えるおそれがある場合については町に有害捕獲許可権限が移譲されておりますので、そのような状況においては捕獲に当たる隊員も含めて、周囲の安全が守られると判断できる場合に捕獲に係るわなの設置や捕獲作業に係る許可を町が出し、捕獲活動を行っております。

今年は、県内外についてもツキノワグマによる人的被害が多く発生しており、本町においても集落内での出没が確認されました。幸い人的被害は発生しておりませんが、集落内で出没した場合、いつ人的被害が発生してもおかしくない状況となります。そのために今後も人的被害を防ぐために集落内での出没における対応を徹底していく必要があります。現在は、山形県より熊が市街地に出没した際の対応指針が出されていますので、それに沿った形で対応しております。指針では、熊が市街地に出没した際の有害捕獲許可権限があることや、刻々と変化する情勢に的確に対応する必要があること、住民の危険回避や安否確認がポイントと考えられることから、市町村が中心になって対応することが望ましいとされています。このことから町が中心となり警察や消防、県などの関係機関と連携して住民への注意喚起、避難勧告、交通規制を行うなどの住民の安全の確保を最優先とした対応が必要となってきます。これまで遊佐町鳥獣被害防止対策協議会の中で緊急時の連絡体制については確認をしてきているところではありますが、他市町村の対応事例なども参考にしながら、市街地に出没した際に人的被害が発生しないよう、より実践的な対応イメージを関係機関と共有していきたいと考えております。

また、集落から離れているが、通学路となっている場所での出没に対しては、これまで以上に関係機関と連携を密にして、迅速に情報の提供ができるよう努めてまいります。そして、未然防止の観点から、少しでも集落周辺の出没リスクを減少させるため、熊の餌となり得る集落周辺にある柿などの放置果樹の伐採や伐倒や、取り残しの果樹の撤去、食品や生ごみの放置に注意するなど、地域で防除にご協力をいただけるよう発信していきたいと考えております。

続きまして、コロナ禍での小学校統合の件について質問ありました。小学校の統合については、現在令和5年4月の開校を目指して、遊佐町立小学校新校開校準備委員会で協議しながら進めているところでご

ざいますが、新型コロナウイルスの影響により今年の年度当初は協議自体ができない状況が続いておりました。その後、6月下旬によろやく総務部会が開催され、9月上旬に理事会を開き、何とか今年度を実施すべき事業等についての各部会とも熱心に協議をされている状況であるようであります。また、学校においてもその影響は大きく、年度当初からの休校が続き、再開した後も元の学校生活に戻ることができず、いわゆる学校の新しい生活様式として文部科学省の衛生管理マニュアルに基づいた対策の中で学校生活を送っている状況にあります。

昨今の新型コロナウイルス感染症の状況を見ますと、第3波ということで大都市圏を中心にしながら全国的に感染が広がってきているようであります。そんな中で比較的感染者の少ない地方に対する見方も変わってきており、議員がおっしゃるように地方回帰と言われる流れも見られるようであります。しかしながら、本町の児童数が長期的に増加をするなどと楽観できるほどのものではないと考えますし、感染症が収まりを見せれば、また都市集中が加速することも考えられるものと思います。

ところで、小学校の統合については遡れば10年前の平成23年末に遊佐町立学校適正整備審議会からの答申の中で、将来的には1小学校にするという方針が出されました。そして、平成31年3月の同審議会からの答申を踏まえて、平成31年4月12日に定められた遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針に基づいて進められており、2023年、令和5年4月1日に現在の遊佐小学校の場所に新小学校を開校するというところで、新校開校準備委員会で協議しながら、関係者が一丸となって協議を進めているところであります。新型コロナウイルスの影響もごさいますが、この基本方針については大変重いものと受け止めておりますので、今のところ、この基本方針にのっとり進めていくという考えに変わりはありません。また、統合後の児童数及び学級数については、令和2年9月1日現在の試算で、令和5年度の児童数は459人、普通学級17、令和6年度の児童数は461人、普通学級17学級、令和7年度が児童数449人、普通学級16学級となり、今年度10月までの出生数が32人であることから見ても、その後は穏やかに減っていくものと見ております。加えて申し上げますと、令和4年度から高瀬小学校に複式学級が発生する状況があり、令和5年度の蕨岡小学校においても1名減で複式学級が発生する状況にあります。さらにその数年後には、蕨岡小学校区の複数の学年で、また吹浦小学校区でも複式学級が発生する心配がされております。決して複式学級を否定するものではありませんが、極少子化による教育環境を心配される保護者の皆さんも多くいらっしゃるということであります。普通学級につきましては、40人学級が国の基準となっておりますが、山形県の場合、さんさんプランの少人数学級制を独自に行っており、1学級が33人以下となる設定になっております。予定どおり統合しても、しばらくの間は中規模校として1つの学年が2から3学級の規模で推移し、クラス替えなども可能になります。より多くの仲間と関わりを通して、励まし合いながら集団生活を送れる学校を目指したいと考えております。

最後に、新型コロナウイルスによる感染が今後どのようになるか分かりませんが、令和5年4月までにはその感染が終息し、学校が一緒になって本当によかったと思えるような状況になるよう、確実に統合を進めていきたいと考えておりますし、また新校開校準備委員会の皆様には大変貴重な会議を何回も重ねていただいていることに御礼を申し上げ、子供たちにさらなる議論と提言等いただければありがたいと思っています。

以上であります。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 資料配付をお願いしたいと思います。

（資料配付）

10番（高橋冠治君） 皆さん、熊の写真、今お手元に届いたと思いますが、この捕獲された熊が先ほどお話しした町長の家の前を通っていった熊であります。人によれば誰か酔っぱらったときの写真かなというふうな人もありますが、非常に大きいのです。猟友会の方々もこれほど大きいのは見たことないという話。200キ口超えると、230とか250という話でありまして、非常に大きな熊です。これが捕獲された場所はもう住宅地の、住宅地内と言ってもいい、ほぼほぼ住宅地内でこれは捕獲された熊です。この胃の中を調べたら、先ほど言ったように好物の柿とか、それから玄米も入っていたということなので、どこかの家屋に入った可能性もあるということでもあります。目撃された日はたしか土曜日だったので、子供たちは通っていないわけなのですが、全く通学路です。全くの通学路でありまして、私の孫もそこを歩いていくわけがあります。だからといって聞いたわけではございませんが、非常にこのような多分目撃、それから現実に起こっております。今年の県内の被害を見てみますと、住宅地で仕事をしていたときに後ろから襲われたとか、鶴岡の部分ですが、非常に人間の生活圏内でそういう事故が起きております。県は、今レベル3のあるうち2に指定して、人的被害が5人以上だと2になるのだそうではありますが、そのような状況であります。先ほどから言っているように目撃情報、多分山手に行くといつも見ているので、言わないのだそうです。言うと警察からどこをどうと言われるので、はるかにはるかにこの目撃件数が多いはずなんです。ということは、いつも見ているので、また来たかというような、別にフレンドリーになったわけではありませんが、そういう日常のそういう状況に今なっています。なっているんで、慣れると危ないのです、やっぱり。なので、気をつけていただきたいということでもあります。

まず、先ほど遊佐町鳥獣被害防止対策協議会というのがありますが、主にどのような協議をして、前回このような捕獲騒ぎがあったときにどのような協議をした対策、具体的に、その辺伺いたします。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

遊佐町の鳥獣被害防止対策協議会については、町のほうからそちらの協議会に負担金等拠出をしておりますので、そちらの会計等の精査について総会等を行ってございます。総会の中では、その年の事業報告として実施隊が何回出動したという記録でありますとか、どういった研修を行ったとか、そういった事業報告をはじめ決算報告等を行いまして、また次年度の計画についても話し合いをしているという状況でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 協議会の中で、前回のような案件があったときに、協議会は即時に対応して協議するのか、その辺を伺ったわけで、まずはやはりどのような、協議会は協議会であるのですが、協議会はそういう案件が出たときには協議会を開催するのかしないのか、それは協議会なので、年数回全体的な連絡協議会みたいな、そういう協議会なのか。今回のようなそういうものが来たときに、安全対策としてどのようにしなければいけないというような防止策を講じるだとか、それこそこれは危機管理にも入ってくるわけなのですが、どのような対策を取ったのか、どのような協議をしたのかを伺います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

協議会の中では、今回のように今まで見たことのないような熊が出たとかという、その目撃情報があった時点で会議を開くとか、そういったことは行っておりませんで、年に1回の総会等を行って、その時点で年度の遊佐町の鳥獣被害防止計画を提案をして、その議決をいただいているということでもあります。協議会の中に実施隊を組織しておりますので、迅速に被害防止のために出動はしますので、その都度目撃情報が、町の事務局として産業課にございますので、そちらに通報がありましたら即座に自治体のほうに連絡が行って、必要に応じてこういった人的被害が起きないように対策を取っているという形でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 何かよく分かったようなよく分からないようなお話であります。町は警察とか消防だとか関係機関、こういう案件が出たときにはどのような連絡をして、どのような形で協力体制を取っているのか、その辺ですね。やはりこれ計画的に起こるものではないと、勃発的に起こるもので、非常に前回みたいなものはもう住宅地の脇なので、なかなか発砲に関してはいろいろな規制があるということで、警察等とも密な連携をしないといけないと駆除できないようなところがあります。その辺はどのように連携をしているのか、伺います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほども申し上げましたように、こういった危険な熊なんかが出没した場合、誰かが目撃したときは警察に通報が入ったり、町の事務局のほうに目撃者から情報が寄せられたりするといった場合がありますので、警察に行った場合はそれが町のほうにも連絡が来るという形になってございます。連絡を受けた段階で事務局のほうの実施隊のほうに連絡をいたしまして、必要に応じてわなを仕掛けたり、捜索を行ったりして駆除に努めているという状況でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） まず、そのまま協議した、相談したのはいいですが、その中身がなかなか町民に伝わらないということが実際ではないかなというふうに思います。ただ、ここに10月の15日に全戸回覧というふうに、このチラシがあります。熊に注意と。このチラシの熊が非常にかわい過ぎて、注意というよりも、何かあまりにもかわい過ぎる回覧かなというふうに思います。熊に会ったときにどういふふうに対応したらいいのかというようなものが載っておりますが、先ほど答弁にあったような話がほぼほぼであります。ここには万一熊に出会ったら背を向けずに熊を見ながらゆっくり後退してくださいと。これなかなかできるものではないということも書いてありますが、まずは回覧で回ったということは結構なのですが、やはりここは警察、消防、いろんな部分と連結すると。先ほど3番議員の中にも防犯とか消防の話をしておりましたが、今やはり2,000日、1,000日を達成した地域では、いろいろな夕方に積載車等で防火の、防災のために集落地域を回っております。なので、もしそういうときに一緒に熊の出没に対してはというようなお話をされながら回るといのが一番効果的かなというふうに思います。消防車がそういう話をし、この間どこどこで熊が見つかって駆除されたけれども、気をつけてくれて村中回ったというような

やはり身近なアピールがあれば町民は気をつけるようになるのだと思います。これ目撃情報も役場に行ったときと警察に直接行ったときに対応全く違うのです。ということは、その関係がうまくできていないと。これは、先ほどの熊を発見した人が、彼は役場、もう一人は警察に通報したと。そうすると、対応にいろんな対応の仕方があって、うまくいかないのではないかという話をしておりましたので、そういうときにはそういう関係機関と一緒に現場対応を即にできるような体制づくり、よくマニュアルといいますが、そういうものを構築しておかないと、これは警察の問題だ、これは行政の問題だとか、消防団どうするのだみたいな形になるので、まずこれからますます増えていく。なかなか減りはしないのだと思います、熊が。そのやっぱり考え方も今から決めておく必要があると。これは、山形県の資料ではないのですが、秋田県の調べによると、秋田県はデータの中から2016年まで県内に約1,000頭ぐらいだろうという予測をしていたのだそうですが、カメラトラップというふうに上から赤外線で個体を識別するそういう方法があるのだそうです。それで調べたら、1,000頭ほどというのが4,400頭ほどがいたと、4倍ほどいるのだというふうなことが分かったという話であります。なので、日々見かけるわけなのですが、かなりの頭数があるというふうな考えてもいいのだと思います。なので、私は即座に対応できるようなそのシステム、それを構築しなければいけないのかなというふうに思っていますが、この辺はどうお考えなのか伺います。

議長（土門治明君） 佐藤産業課長。

産業課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

先ほど来申し上げておりますが、誰かが目撃した場合に警察であったり、役場であったり、通報はしていただいておりますので、それに応じて役場に直接来た場合は担当が集落に出向いて区長さんに連絡をし、その集落の中で回覧を回したりして危険防止に周知をしているという状況でありますし、今回集落の近くで発砲されたということで警察が大きく動いていたわけでもありますけれども、これをそのままにしておけば人的被害が出る可能性もございましたので、実施隊としては即座に措置をしたということになってございます。それを時間がかかる県の許可を得たり、そういった面倒くさいことをしておりますと何が起きるか分からないということで、そういう場合は町のほうで許可を出していいということになってございます。ですので、今回は即座にこういった捕獲して、捕殺の処置がなされたということで、非常にまずは被害が出なくてよかったなと思っております。町としては、人的安全が一番大切と考えておりますので、危害が及ばないように即座にいろんな回覧を行ったり、広報車で回ったり、防災無線を使っての周知でありますとか、捕獲に対してののりの設置を行ったり、いろんなことを的確に行っているという状況でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） やはり対応の仕方がいろいろ行政と警察と様々違うのです。なので、今回は緊急避難的に住宅地の脇での駆除となったわけなのですが、その辺の連絡のやり方、ある程度これは危機管理に関わることでありますので、総務課長からもこの辺うまくやるような対応を、もしするときにはこういうものを設置してすぐ動くのだというようないろんなマニュアル体制をつくっていただいて、即座に対応できるような環境をつくってほしいなというふうに思います。総務課長、一言。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

熊が出没したときの危機管理係の対応といたしましては、有害鳥獣担当の農業振興係の要請を受けて、

出沒地域の町民への注意喚起のための防災行政無線を使った出沒情報の周知を行っているということであり、今年度は、4回ほど放送を実施したということでございます。また、集落等からの要請によって、消防団が巡回広報、警戒活動のために出動する場合がございます。ほとんどが班単位で活動してもらっているわけでありましてけれども、その場合は消防団活動と一環ということで、町でもその手当てを対応しながらご協力をいただいているという状況でございます。そこは、産業課との連携を密にしながら熊の出沒に対応しているという状況でございます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） では、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、先ほどから小学校統合であります。決して私は統合に反対しているわけではございませんので、前向きな形で私は質問したという形であります。先ほど答弁の中に、まだ12月の現時点で生まれた子が32名ですか。多分年度末までいっても50人切るのではないかと、いくなかというようなこの現状であります。当然そのようなことを考えれば統合というのは何も問題でなくて、しっかりした統合をしてほしい。ただ、私が言っているのは、今コロナ禍の中で学校は大変です。教育長、教育課長一番分かるのだと思います。その中で開校準備委員会も3つに分かれて、大変このコロナ禍の中、最初春先なかなか会議できなくて、後からばんばんとやったわけなのですが、やはり部会、部会で、果たして総務部会何やっているのだ、PTA部会何やっているのだ、学校部会何やっているのだというお互いの全体像が見えないままに部会で部員方が協議しているということで、何か全体的に見えればPTA部会、学校部会もいろんな方向から統合の準備できるのになというふうな声が聞こえてきます。なので、やはりそこはちょっとしっかりと全体を見渡せるような、部会の皆さんに通知というか、これはみんな今ホームページに載っております。教育課は、それを見てくださいという話でしたが、なかなか見て分かるものと分からないものがあるのだと思います。なので、今子供たちも先ほど言ったように3月の初めから5月の連休明けまでずっと休んで、その中のやっぱり学力、勉強たっぷりできた子もいるし、やはりいろんな事情でなかなかできなかった子もいます。そして、夏休みがぐっと短くなって、いつもの夏休みに行われたものができない。寂しい夏休みに終わったのかなというふうに思っています。秋先にある運動会だとかいろんなものが縮小、中止、そういうふうになっています。その中で、やはり子供たちは今ストレスがたまっているのだと思います。なおさら教職員、先ほど言ったように日々消毒ですよ。3密にならないように日々考えて、今政府からは新しい教育要綱を出されて、また教え方も変わっております。その中でコロナ禍をいかに過ごすかということで教職員の仕事量はかなり増えているのだと思います。なので、そこはちょっと和らげてあげたほうがいいのではないのかという話であります。その辺はどのようにお考えか。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） まさにコロナの年になるというのは、学校だけでなく、遊佐町だけでなく、世界中が全く想定外で今日に至っているわけでございます。また、第3波が来たような情報も伝わってきますので、2学期はあと2週間ぐらいです。何とか正月休みに入りたいなど。そして、いろいろ県でもかなり危機意識を高めていますし、県外のいろんなところでは、もう赤信号をともしてかなり自粛要請している市や県があるということもお聞きしております。何としても年度末にこぎ着けたいという思いでいっぱいでございます。最初に、先ほどの町長の言葉もありましたけれども、本当に熱心に協議していた

だきまして、着々と方向性を定めていただいております準備委員会の皆様に本当に厚く御礼を申し上げたいと思います。頭の下がる思いでございます。この場を借りまして、私からもまず御礼を申し上げたいと思います。

さて、いろいろ立ち止まって考えるべきではないかというご意見ございましたけれども、統合の暁に人数が増えて、仲間が増えてうれしいなど、子供たちのまず声を聞きたいと思ひますし、特に平成27年かな、人口ビジョンが出されまして、遊佐町でも作成したわけですが、それに基づいて町の発展計画が作成されて今日に至っております。国勢調査も今進んでおりまして、間もなく新しい人口の動態も出てくる時期でございますが、やはり人口減少社会がどんどん進んでいくという中で、しかもそれに伴って少子化が進むという現実、これは議員おっしゃるとおり避けられない道なのだと思います。そんな中で、持続可能な町づくりという大きなビジョンの中で小学校も1つ、中学校はもう30年前に1つになったわけですが、その流れでございます。いろんなご意見があるのも承知しておりますけれども、やはりコロナ、いずれ終わるといふ予測もできなくもないわけですので、2年ちょっとありますので、どうかいろんなご意見があることは承知しておりますけれども、大同に就いて、そして少数精鋭による町づくりを余儀なくされる10年後、20年後を見据えて、今いくタイミングではないかなという、いつか必ず来る道でございますので、そのところはぜひ皆さんからもご理解いただいて、大同に就いていただいて、一つにまとまって進めればなと思っております。ご理解いただきたいと思ひます。

議長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 教育長のおっしゃることは理解は、そのとおりなのだと思いますが、ただ令和5年の4月にコロナが収まっているかというようなことは誰も言えないわけなので、そういうときにどうしましょうかという話なのです。最近になって小学校進んでいますよねという、新しいクラス何だっけ。新しい校舎というか、クラス……

（何事か声あり）

10番（高橋冠治君） クラスルーム。クラスルームを6個ほどやって、それに附属するようなものも建てる、それから駐車場も広げる、給食の設備新しくしなければいけないということで昨日斎藤議員にお話しさせていただきました。3億6,000万円ほど。あと、給食調理室の改築ですか、それに数千万円、いろんな部分でかかると4億円ぐらいには最低なるのだらうというような話で、そういう話をしながらいると、でもこれ何年かたてば要らなくなるよなという町民もいるのです。町民の意見ですから、申し上げておきます。だよなと。今の遊佐中学校見れば、あのとおりになるよなと。遊佐中学校、7つ教室があるのです。3階あって、21教室プラス特別教室がたんまりあって、今3クラスぐらいしか使っておりません。前に教育長が、いやいや、今の中学校、もうちょっとすれば小中一貫学校だってできるのにというような話をしておりました。まさにそれは先を見ればできるのです。もう四、五年待てば。なので、そういう人もおります。では、中学校の空き教室をどうするのだというようなことも考えながらこれからやっていかなければいけない。そして、同時進行に空いた校舎をどうするのだと。この4つの空いた校舎をどうするのだというふうなことを早く考えてくださいよというような、我々の町民と議会との懇談会の中でもありました。それを一緒に考えながらしなければ駄目だらうという話であります。ただ、教育委員会はそれを考える機関ではありませんので、ひたすら統合に向かっていく機関なので、それはそれでいいのです。ただ、プラ

ス当然現実、現状は空いた校舎をどうするのだというのは必ず出てきて、稲川地区では社会福祉協議会をとか、でも大きいからこんなに要らないよとか、まちづくりセンターにします、でも大きいので、3分の1か4分の1しか使わない。使わなくても、そこを維持していくランニングコストがかかっていくと。その予算はどこで持っているのだというような話もあります。そして、今小学校のまだ起債ある。令和7年まであって、令和7年で最初が終わって、何年までだ、あるのです。後で。起債があって、公共的なものに使うのならそれはよしとされておりますが、民間に売ったとか、そういうものはできない。なので、空き校舎の使用目的も規制されていくわけです、償還が終わっていないので、まだこの学校も。そういうふうなことを考えながらやっていかなければいけないということで、非常に教育サイドは統合、ところがその裏にいっぱい課題が山積しているということでもあります。その辺を同時進行でいかないと町民が理解、納得しないというところがあります。いずれは余ってくるクラスルームをなぜというような話。中学校見ればああですよという話。その辺を理解していただいて、皆さん、よかったねという統合につながっていただきたいと。なので、今コロナ禍の中なので、ではどうすると。このまま来年も収まらなければもうちょっと、もう一年延ばすとか、人口動態を見れば、もう数年後にやればクラスルームそんなに建てなくてもいいと、そういうような判断もありきなのかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。いろんな状況を考えながらの質問でありますので、統合を見据えて私はお話ししているだけの話であって、うまく着陸するように、町民が納得するようにうまく着陸するようにということで質問しております。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） まず最初に、前向きなご質問いただいたというふうに私は受け止めております。

その中で、いっぱい質問の中身あったものですから、全部答えることできないと思いますけれども、まず中学校の空き校舎、これから教室どうするかという課題もあります。これから議論になってくる、社会教育での活用等も考えていかなければならないと思いますし、それから4つの学校、空き校舎になってくるわけですが、それは企画のほうの検討委員会から具体的なビジョンが出来上がってきましたので、これは次の理事会なり総務部会で資料として出してもいいということでしたので、それはこういう町サイドとしてのプランでございますけれども、町民の皆さんに幅広くご意見を聞けば、民間の活用等まだまだ活用の余地はあるのだと思いますけれども、その辺も複合的に一緒に考えているということでご理解いただきたいと思います。増設の校舎ですが、6教室分、確かに恐らく10年しないうちにそこも空いてくるのだと思いますが、これは私の考えですので、これ準備委員会でも全く意見でもなくて、私の一つの試案ですが、今放課後子ども教室等で放課後の居場所ということで子供たち、ボランティアで本当にお世話になっているわけですが、やがて学童保育としてまとまっていくステージも来るかなという、私の中のこれ勝手な思いですので、これは皆さんのご意見聞いて進めなければなりませんけれども、やがて教室が空いてきたときは、いろんなまた活用の幅というか、チャンスはあるのかなと私なりに考えております。もっとたくさんご質問いただいたようですけれども、時間ありませんので、今日いただいたご発言は前向きにということに受け止めて、ただし課題はありますよというこれは重々承知しておりますので、今日総務部会の会長さんも、部会長さんもお聞きの方ですので、その辺含めてまた協議を進めていきたいと思っております。いずれにしても、目標を定めておりますので、行くときは大同に就いてみん

なで一緒に行って、子供たちに喜んでもらえるような学校にしたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。

議 長（土門治明君） 10番、高橋冠治議員。

10番（高橋冠治君） 地域から学校がなくなるというのは核がなくなるということで、地域は寂しいものがあるのです。やっぱりそこを納得していただいて、うまく統合に結びつけるようお願いします。

やはり県のさんさんプランの結果を見てみますと、少人数は学力が全国平均上がっている。そして、不登校、欠席率がずっと下がっていると。非常にいい結果を生み出しております。なので、まず少人数学級といえば今が全くそのとおりであります。それも踏まえて、皆さんからは考えながらこれからの統合へ向かってもらいたいと、そんなふうに思って私の質問は終わります。

議 長（土門治明君） これにて10番、高橋冠治議員の一般質問を終わります。

午後3時15分まで休憩いたします。

（午後2時56分）

休 憩

議 長（土門治明君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時15分）

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 今定例会最後の一般質問となりました。皆様お疲れのことと思いますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、遊佐町消防団の現状とこれからに関してお尋ねいたします。消防団員の成り手不足が指摘されて久しい中、これまでの運営の形では立ち行かなくなるのではないかとこの指摘が遊佐町のみならず、全国各地の消防団においてなされています。いわゆる社会の変化や世代間ギャップなど、要因の分析は様々できるとは思いますが、行政としては現実的に消防団を適正規模で維持させる必要があります。

今年10月から11月にかけて遊佐町消防団の団員を対象に消防団活動の活性化、団員待遇の改善を図るためとしてアンケートが実施されました。果たしてどのような声が団員から寄せられたのでしょうか。

また、このアンケート結果は、これからの消防団にどのように生かされるのでしょうか。

また、地方交付税の算定において、消防団員数などが加味されているはずですが、その金額がどのように消防団の維持に充てられているのか、それらの検討も必要だと考えます。消防団の存在は、防災機関としては当然ですが、若者の定住や集落の維持などとも関わりの深いテーマです。町はこれらも踏まえ、消防団の現状とこれからをどのように認識しているのかお尋ねいたします。

次に、遊佐町沖で計画が進められている洋上風力発電事業計画に関しお聞きいたします。この件は、9月定例会でも質問をいたしました。その際の私の質問要旨は、事業規模がかなり大きく、このまま進めば遊佐の沿岸の景観は大きく変容する可能性があるにもかかわらず、町民の関心が薄いと思われるので、関心が高まるよう、町はより積極的に役割を果たすべきだというものでした。それに対して町は、事業の周知と理解を図るため、説明会の開催等を県に働きかけていくという趣旨で答弁をしています。ちょうど9

月定例会の頃、羽黒山周辺で計画されていた陸上風力発電事業計画が白紙撤回され、先月17日には環境影響配慮書を示した4つの事業者による環境影響評価の合同説明会が開催されるなどして、9月定例会の頃を境に町民の関心は確実に高まってきていると感じます。

一方で、参入希望事業者がまだ出そろっていないことや情報量の不足などもあって事業規模や内容が十分に見えず、様々な角度から出されている町民の不安や疑問は現段階ではほとんど解消されていないと考えられます。関心不足の解消という段階から町民の不安や疑問に具体的にどう応えていくのかという次の段階を迎えたと言ってよい洋上風力発電事業計画に関し、町はどのように向き合っていく考えなのでしょうか。具体的な答弁を期待しまして、壇上からの質問を終わります。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 12月定例会最後の質問者であります5番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。

第1点目の質問は、消防団の現状と今後をどのように考えているかという質問だと思います。今年度、遊佐町消防団関連では消防団の待遇や会計の在り方について報道がされ、町民の皆様、火災、災害時に活動いただいている消防団団員の皆様に大変ご心配をおかけしているところであります。現在遊佐町消防団には603名の団員が在籍し、火災、災害対策はもちろん、そのための訓練に日々励んでいただいております。改めて感謝を申し上げるものであります。これまで消防団において課題がある場合には町と消防団で共有し、町の考え方も示させていただいた中で消防団の皆様に協議、決定していただき対応していただきました。町としても消防団員が活動しやすい体制をつくるため、消防団の意思を尊重しながら対応してきたところであります。近年では、従来のままの消防団組織の維持が難しいことから、協議の結果、消防団から自主的に組織の再編整備に取り組んでいただきました。さきに述べました消防団待遇や会計の在り方、これまで長い消防団の歴史の中で同様に消防団から協議、決定させていただき、運用してきたものです。しかしながら、人口減少等の社会情勢の変化や生活様式の多様化の中で、団員からも今般報道されたような様々な考え方や意見が出てきております。これらの消防団内部から出てきた意見についても町と消防団で共有し、最高幹部会議での対応について協議していただいております。その中で体制、待遇の現状把握と意見集約のために10月から11月にかけて全団員を対象にアンケートを実施しております。今後は、分析結果を踏まえて改めて協議いただき、今年度中に今後の方向性を決定したいと考えております。議員のご指摘のとおり、消防団の皆さんは消火、防災活動、災害時対応だけでなく、一町民としても地域のことを思い、地域のリーダーとして率先して活動していただいている方々であります。今後も团组织として団員の意見を大事にしながら、議論して団の意思決定を図っていただきたいと思いますし、町としても議論に参加しながら、消防団の意義と活動についての周知、待遇改善の検討、資機材の更新等により、団員の皆様が活動しやすい体制づくりを進めたいと考えております。

2点目でありました洋上風力発電事業についての質問でありました。現時点での考えはということであります。山形県が進める洋上風力発電導入推進の取組の背景には、再生可能エネルギーの主力電源化による地球温暖化対策とエネルギー自給率の向上並びに県内産業の振興及び地域活性化を図る県のエネルギー戦略があり、豊かに賦存する自然エネルギーを活用した再生可能エネルギーの開発を促進、地域導入を進め、エネルギーの安定確保を目指すというエネルギー政策に基づくものだと思っております。一方、遊佐

町においても東日本大震災や福島第一原子力発電所事故の経験を踏まえ、安全、安心なエネルギーを確保することを課題としたエネルギーの地産地消による町づくりを基本理念とする遊佐町エネルギー基本計画を策定しており、再生可能エネルギーの導入を進める中で地域に根差したエネルギーの活用を図っていくことは、環境自治体を標榜する遊佐町の責務であると認識をしております。こうした状況の下、庄内沖は恵まれた風況にあるなど大きな可能性があることを前提に、一般海域における洋上風力発電の在り方に係る地域の合意形成に向け、課題の抽出や対応策等の議論を行うとともに、関係者間の理解促進に資する調査研究を行うため、海域利用者や経済団体、関係行政機関などによる山形県地域協調型洋上風力発電研究・検討会議が平成30年7月に設置されております。さらに、具体的な検討を行うための地域部会として、遊佐町の沿岸を対象とした遊佐沿岸域検討部会が同じく7月に設置され、これまで継続的な部会を開催してきたところであります。本年2月には山形県において法定協議会の設置について国に要望し、遊佐町沖については一定の準備が進んでいる区域に含まれたところと伺っております。

今年度に入り、洋上風力発電事業計画について7月に第1グループとして中部電力株式会社、日本風力発電株式会社、コスモエコパワー株式会社と加藤総業株式会社の合同事業体の4社3事業体、8月には第2グループとして石油資源開発株式会社と九電みらいエナジー株式会社の2社1事業体、10月に第3グループとしてインベナジー・ウィンド合同会社、住友商事株式会社、SBエナジー株式会社の3社3事業体の合計9社7事業体が環境影響評価の手續の第4段階のうちの第1段階である計画段階環境配慮書の縦覧を実施済みとなっております。今年度についてもさらに第4グループとしての2社1事業体が1月に、また来年度も既に第5から第6グループとして6社が計画段階環境配慮書の縦覧を予定しております。縦覧が開始されますと、山形県知事より町の意見を求められますので、町の環境審議会へ諮問し、これに対する答申を受け、山形県知事への町の意見書を提出する手段となっております。洋上風力発電事業については、今後もあらゆる機会を利用して町民等への説明会の開催を山形県、事業者には求めていきたいと考えておりますし、そこから上がってきた町民の疑問、不安が解消されるように山形県への意見書に反映させていきたいというふうに考えております。

以上であります。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 最初に、総務課長にお聞きいたします。私自身現役の消防団員ですので、例えば報酬を幾ら幾らにしてくださいとか、そういうことは確かに言いにくい話であって、本来言うべきではないと思います。ただ、一方で議員でもありますので、消防団に関する町の流れ、お金の流れだとか、あと担い手の確保ということに関しては、むしろ聞くべきかなというふうに考えております。その上でですけども、まず最初にお聞きしたいのは、遊佐町消防団に国からの地方交付税交付金としてどの程度の金額が算定されているのかということをお教えください。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

この交付税の算定におきましては、消防費分として算定基礎数値というのが国から示されておりまして、その基準となる数値については、基本人口10万人の市でかかると想定される消防費ということで数値が示されております。その数値を基に、その数値を本町に置き換えて計算しますと、消防費全体の中で消防団

費に関わる部分の報酬部分という意味におきましては、これは基準財政需要額という金額になるかと思えますけれども、この金額は計算上では520万弱の金額になると。基準財政需要額でありますので、そこから収入額も引いた額が現実的には入ってきているのではないかということでもあります。ただ、その数字については交付税全体の中の一部でありますので、確認はできていないという数値になろうかと思えます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 交付税に関しては、あくまでもいわゆる関連的な数字であって、内訳については分かりにくい。まして補正係数があったりするものですから、分からないし、使い道に関しても基本的に縛りはないはず。その上でお話を続けますけれども、冒頭で断りを入れたのですけれども、ここであえて団員報酬の額に着目したいと思います。論点がいっぱいありますので、今回は団員報酬に着目するわけですけれども、総務省を中心に資料がホームページで出されてます。そこに非常に興味深い資料が載っているのですけれども、全国の市区町村のほとんど全てと言っていいと思うのですけれども、消防団のいわゆる平団員の報酬額がずらっと載っているという資料があります。しかも、令和元年という比較的新しい、比較的というか、最新の数字なわけですけれども、ほとんど。その前に、大前提として遊佐町の金額幾らかというのをお話ししますと、ご存じの方多いと思えますけれども、遊佐町の平団員、消防団員の報酬は年額2万円です。話を続けますが、令和元年度の全国の平均は幾らかといいますと、これが3万801円なのです。ちなみに、県別の平均データというのもあって、これも面白い、興味深いのですが、申し訳ないところ、一番低いのが山梨県でして、これが1万2,259円、次に上から3番目になりますけれども、栃木県が4万5,700円、2番目が埼玉県の6万1,202円、そしてトップが想像どおり東京都なのですけれども、6万1,259円となっております。なお、東京でも全部が高いかというとそうではなくて、実は23区は4万2,500円だそうです。見てみると多摩地域の恐らく財政的に余裕があると思われる市が平均を引き上げているようでして、例えば小平市というところは何と17万4,000円という金額になっております。そして、最後に我が山形県の平均額ですけれども、1万7,440円ということで、今紹介した小平市のほぼ10分の1の金額です。もちろん財政規模が異なる自治体がいっぱいありますし、あとそれから傾向として財政規模が大きくなるほど、自治体ほど、人口当たりの団員数は少ない傾向にあると思えます。ですので、単純比較はできないですけれども、あくまでも平均の話なのですが、全国ではこういう傾向になっているということでもあります。そういうような全国的な凸凹、財政規模による凸凹、それをなるべく全国平準化しましょうというのが地方交付税の役割であるはずなのですが、それではお聞きしますけれども、地方交付税の算入額において、これ全国一律なはず。団員の年額の報酬は幾らになっていますか。

（何事か声あり）

5番（齋藤 武君） いやいや、平団員の年額報酬は全国一律に算定されているはずなのですが、幾らですか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

本町の一般団員の年額報酬につきましては2万円ということでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 質問の趣旨が伝わらなかった、私に責任がありますが、交付税の算定においては

全国一律平均でなっております、総務省が示している数字は、それが幾らかといいますと3万6,500円なのです。そこは間違いないですか。間違いないということでもうなずいていただきました。ということは、この制度趣旨から考えると、やはり国は全国的に見ても3万6,500円にはしてくださいよということでの数字を出しているのだと思うのです。実際総務省は、これまで何度もこの金額にしてくださいという通知は出しているそうですし、武田総務大臣も報道によりますと、先月同様の趣旨のことを記者会見でお話ししているそうです。ですので、この3万6,000円という話に関しては、私が一消防団員として、あるいは一議員としての単なる金額の提案ではなくて、入ってきた地方交付税を適正に使ってくださいという広い意味での行政監視の一環だと考えていただきたいと思います。

その上で話をつなげる、続けますけれども、町長は首かっくんしていますが、壇上でちょっと遊佐町消防団のアンケートの件を申し上げました。それに関しては、町長も返答いただいたわけですが、そのアンケートの項目、私も書きましたけれども、現在の報酬額についてどう思うかという質問項目がありました。それに関する参考資料が用意されていましたが、そこに遊佐町の2万円という金額、あるいはこの周辺の自治体の団員の報酬額が載っていました。だけれども、先ほどちょっと紹介したように、こころ辺り一体というのは基本的に全国平均を下回っているところなのです。そういうところの数字だけ載せられても、果たしてそれはアンケートとして、その項目として妥当なのかという疑問があります。回答者としては、その数字だけを見て判断するということは十分考えられますので、やはりこれはアンケートとしてますますどうなのかなという気がします。繰り返しますけれども、国の方針からすればもはや2万円という額はあり得ないという金額だと思いますので、2万円をめぐる適正か不適正かというのを団員に尋ねるとするのは、これそもそもアンケートとしては、その項目はかなりもう失当であるというふうに私思うわけですが、こころ辺りはどういうふうに総務課長、考えますか。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

先ほどの交付税の関係でいえば、確かに総務省では地方交付税計算時の単価といたしまして、人口10万人規模の都市を想定して消防にかかる全ての経費等を算出しまして、おおよその基準として消防団一般団員年間報酬を3万6,500円と定めております。また、支給額、支給方法は地域事情により必ずしも同一ではないものの、支給額の低い市町村においてはこれらの支給を定める制度の趣旨に鑑み、引上げ等適正化を図る必要があるということで、この金額に近い報酬になるようという指導を確かに総務省では出しております。その上で本町の一般団員の年間報酬額は2万円というお話を先ほどお話しさせていただきました。この3万6,500円という単価につきましては、先ほども申し上げました、一番最初の質問で申し上げましたとおり、この数値は全て10万人規模を想定しているということでもあります。この10万人の規模の市を想定したときの国が示している数字というのは、団員数の合計が583人、そのうち一般団員が478人で、年当たりの報酬が3万6,500円という想定をしております。この計算上出した基準財政需要額というのが2,177万1,500円という数字になってございます。10万人規模でこの単価、それを本町に置き換えた場合には、先ほど申し上げましたとおり520万弱の基準財政需要額しかないということでもありますので、同じ国が示したとおりの基準額で計算しますと、町にはこれだけの基準財政需要額しか計算できていないということでもありますので、この3万6,500円とイコール町の一般団員の報酬にはならないということ

はご理解をいただきたいというふうに思います。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） その10万人の人口の都市を想定して数字が構成されているということは私も承知しております。ところが、先ほど申し上げた総務省の資料、日本全国の市町村の消防団員、平団員の報酬額に関しては、人口に関係なく載っているわけです。しかも、3万6,500円以上の市町村に関してわざわざ色がつけられているのです。ということは、これを考えればやはり人口規模に関係なく3万6,500円にしてくださいよという趣旨が総務省ではあるのだというふうにするべきだと私は思います。そこら辺はどう考えますか。何かそごがあるかもしれませんが、ちょっとそこの違いをどういうふうに解釈するか、もしお考えがあればお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） 本町の一般団員年額報酬2万円につきましては、財政状況等々を踏まえまして、庄内管内の市町、特に酒田地区広域行政組合消防本部署管内の酒田市、それから庄内町の報酬額を参考にしながら消防団幹部会議等で決定をしている額でございます。そこは、一定程度ご理解をいただいているという理解をしております。国は、その数字を示してはおりますけれども、それだけの交付金を負担をさせていただいてはいないと。そこは、それぞれの市町村で財政状況に応じて判断するものであると考えております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そこのことですよね。消防団の報酬、あるいは消防団に関する費用を全て地方交付税で賄うという前提に立てばそういう話になるかもしれませんが、必ずしもそれは話としてどうかと思うのです。確かに地方交付税が算定されていて、そこから一定の金額を消防団の経費に充てるということは当然想定されているわけですが、今の話だとそこからでしか充てられないというようにも取れてしまうわけですが、そうではないと思うのです。これは、話がそれるというふうに町長は思うかもしれませんが、町の全体のお金の使い方ということにもいやが応でもつながってくるのだというふうに思います。

町長にお聞きます。昨日町長は出馬表明と、4選を目指してというのをされました。そのときに11番議員からの紹介の中で、時田町長は借入金の返済に力を注いでこられたということがありまして、恐らく町長はそれに対しても自負があるなと私は思います。ただ、町民の指摘、当然一部の町民の指摘になるのでしょうけれども、私も思うところですが、お金を必要なところに使わなければある程度余剰が出ますので、そこを借入金の返済に回すということも当然構造的には考えられるというふうに思われます。例えば今の消防団の団員の報酬ですけれども、国がそういう方針を、3万6,500円という方針を示している。ところが、遊佐町は大幅に下回る2万円でご理解くださいという話。だけれども、全国見れば3万6,500円、小さな自治体やっているところもあるわけですので、やってできなくはないだろうと思われるわけなのです。そういう足元といいますか、道路センターラインも舗装もそうですけれども、そういう部分にも目配りをいただきたいなというふうに思っている町民がいるから、そういう話が出るわけなのですが、お金の使い方として町長は、総合的な話になりますけれども、消防団の団員の報酬を含めてどういうふうにお考えなのか、簡潔に一言だけで結構です。お願いします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 消防団員の報酬に関しては私が就任してから、たしか今確認はしていないのですが、平成22年に幹部会議を開いて、そして条例に基づいて今の金額に決定をした経過があります。以前も私も消防団員でしたけれども、消防団というのは報酬あるのだという意識なかったです。私たちは犠牲団体なのだから、地域で火事があったら消すのに最高に努力するのだよねと。そして、庄内大会にも、自動車部でしたので、6年に1回は必ず出勤しなければならないという形で、本当に若いときのいい汗を、そしていいチームワークを集落で築き上げたなと思います。報酬に関しては、それはその当時は団として扱っていたみたいですから、私自身が直接いただいたという記憶はございません。そして、平成27年には今の消防団の報酬については報酬等審議会に答申をしております。諮問しております。そのときやっぱり広域の酒田と庄内町と遊佐町は広域消防組合結成していますから、その中でやっぱり統一性は取れる、保てるものであれば保ったほうがいいでしょうという形で、値上げについては今までの値段でよろしいという報酬等審議会の諮問いただいていたので、それを進めてきたということでございます。今非常に問題になっているのは、実は消防協会が消防団にしっかりと説明をしないでどうも寄附金ですか、お願いしているということが非常に問題になっているやに伺いますが、消防協会になりますと消防団がそれぞれ組織を見て決めることですので、それら等については消防団の意思を、決定した意思を尊重していくということを守っていきたいと思っております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） なかなか話がかみ合わないようでした。そうではなくて、不作為だというふうに私は思います。

引き続き総務課長にお尋ねいたします。報酬以外の話なのですが、総務省は最近、報酬以外の消防団の装備品だとか、あるいは団の形について思い切った改革案を、改革案というか、改革のスタイルを打ち出してきています。例えばトランシーバーだとかライフジャケットだとか防じんマスク、こういうものに関して、今我々平団員は持っていませんけれども、平団員にも全員に配備すべきだと。あるいは、大規模災害のときだけに応じる団員制度も含めてやるべきだと。あるいは、団員がやむを得ず自家用車を使って現場に来るときの事故等に対応するための団員のマイカー共済制度、こういうのをかなり大胆に打ち出しております。ところが、これは当然町にも通知来ているはずなのですが、この話が町の執行部の段階だけで止まってしまっていると、話というのはほとんど知られずに終わってしまって、町民あるいは団員も遊佐町消防団、あるいは消防団ってこういうものなのかと、いつまでもはんと軍手しかないので、装備品としてはというふうに思われ続けてしまうのではないかと思います。それも遠い原因として消防団員、新団員の確保が難しくなっている部分なのかなと思えるわけですが、総務省は具体的に対応策を出しているわけですので、そういう部分踏まえて遊佐町消防団、役場としても動かないということはないはず、動かないという手はないはずですので、動くべきだと思いますので、と私思うのですが、総務課長、そこら辺に関して何かご所見があればお願いします。

議長（土門治明君） 堀総務課長。

総務課長（堀 修君） お答えをいたします。

総務省からの通知につきましては、消防団幹部会議の段階で情報の提供はしているものと思われま

その中で、意見としてそういった装備品等々充実してくれというお話があれば当然検討しますし、逆に団、班等々からそういった意見が上がってくれば、そこは当然吸い上げていくということでもありますので、決してそこを切り捨てるという考えは当然持っておりませんので、消防団の幹部会議の中で議論をさせていただいて決めていただきたいというふうに考えております。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 安全、安心という言葉はよく、もう既に使い古された感はありますけれども、そういうことを遊佐町役場、町として追求するのであれば、消防団の中から声が上がってきたから対応しましょうではなくて、こういうメニューがありますと、役場としてはやってみたい、やる必要があると思うけれども、幹部の皆さんどうですかという話を私はすべきだと思うのです。その矢印が逆になると、恐らくこの話というのは町として進まないのかなというふうに考えます。

時間がなくなってしまうので、すみません、全く話を方向変えて、教育関係についてお尋ねいたします。消防団も広い意味での町の中の組織の一つでありつつも、小中学校の子供たち、保育園の子供たちの保護者が深く関わっているし、地域づくりにも大きく、大きくというか、広い意味で関わっていると思います。お聞きしたいのは、遊佐町の小中学校の教育の現場において、消防団をどのように伝えているのかということ、常備消防との違いというのはちょっと分かりにくい部分も一般的にもありますので、そういうことも含めてどういうふうに伝えているのか、簡潔で結構ですので、お願いいたします。

議長（土門治明君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 私も改めまして、これ3、4年生の社会科の教科書です。この中に安全な暮らしを守るということで消防署の、あるいは警察署の、それから海の安全も含めて20ページ近く取って記載してあるのです。その中に消防団の活躍の様子も載っております。例えばお母さんたちも婦人防火クラブに入っています、消火器がいつでも使えるよう練習しているよとか写真入りで載っていますので、社会の安全な暮らしを守るという中では取り上げられています。あと、ある小学校ではファミリートーク、キャリア教育の一環として、消防車を実際に持って行って、どんな活動しているというような、保護者が授業に関わっていただいていると、そんなこともお聞きしていますので、安全、安心という観点とキャリア教育、生き方の教育としてもこういうものはしっかりちっちゃいうちから勉強するのが望ましいのだなということで改めて見せてもらっているところでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 三つ子の魂百までという言葉ありますので、ぜひ積極的に消防団については子供たちに伝えてほしいなというふうに思います。

学生のときの話なのですがけれども、一般教養の社会学の勉強で年齢階梯制という話がありまして、若者宿だとか若者組、こころ辺だと若勢宿と言ったかもしれませんけれども、そういう話を聞きました。一定の年齢の、20代前後だと思えますけれども、男女別に分かれていろいろ勉強し合った機会があったそうです。一部青年団等で残ってはいるようですけれども、今の日本ではほぼ消滅と言われてます。学生時代にその話を聞いて、私はこっち移住してきて2年目のときに消防団からお誘いを受けました。喜んで参加させてもらいましたけれども、入って思ったのがこれこそ現在の若者宿、若勢宿だなというふうに思いました。入った方は経験があると思えますけれども、お酒の飲み方から様々勉強になったわけです。町長も十

分ご存じだと思います。当然よくないことも教わったかもしれませんが、だけれどもそれが身になっている、危険回避という意味において身になっている部分があります。ところが、今の20代の人たちは、そういうやり方ではなかなか難しい部分があるというのは分かります。かといって、手をこまねていけば団員が減る一方ですので、報酬の件を今ちょっと掘り下げてお話をしましたけれども、総合的な見地からやらないと、これは団員数の減少だけではなくて、地域の衰退にも間違いなくつながっていく問題ですので、果敢に消防団の改革も含めて消防団の維持発展に努めていただきたいというふうに思います。

続きまして、話を風力発電に変えまして、地域生活課長にお伺いいたします。壇上の町長答弁でこれまでのいきさつ、これからについて、いろいろ教えていただきました。遊佐町沖での事例のような洋上風力発電について、私もてっきり計画段階配慮書、アセスの第1段階が全部終わってから次の段階、次の段階というふうに進むのかと思ったらそうではなくて、早い事業者から次の段階、次の段階と順次進んでいくという話のようです。ですので、ぼうっとしていると先頃まで先行している事業者は段階が進んでいるということがあるようです。その入り口に当たる環境影響配慮書の扱いにおいて、壇上からもありましたけれども、都道府県知事は関係する市町村長に対して配慮書に関して意見照会を行うことになっていまして、それに対してその長が回答を戻すというふうに仕組み上なっております。今回の件に関しても既に先行している事業者からは、事業者に関して知事から遊佐町長に対して意見照会があって、それに対して知事に回答を伝えたはずなのですけれども、一体どのような内容で知事に回答を伝えたのかをお話しいただきたいと思います。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

山形県知事への町の意見書の内容というご質問でございました。山形県知事より町の意見求められますと、先ほどお話あったように町のほうでは環境審議会開催しまして、そのほうに諮問をさせていただきます。その後環境審議会から会議開催後答申を受けまして、その結果を受けまして山形県知事へ町の意見として、その意見書を県のほうへ提出することになってございます。その内容についてでございますけれども、1つ目といたしまして、事業規模が大きいことから騒音及び低周波の影響について調査の実施をしていただきたい。そして、2つ目といたしましては、サケの遡上の影響調査の実施や海洋生物への負荷低減に向けての取組の実施をお願いしたい。3つ目といたしまして、最上川に飛来するハクチョウ等鳥類への影響調査の実施をお願いしたい。そして、4つ目といたしましては、風車の機種につきましてはコストによる選定でなく安全面に最大限配慮したものとしていただきたい。そして、5つ目としましては、景観の配慮をお願いしたい。6つ目といたしまして、比子海岸の浸食と砂堆積の影響調査等の実施をお願いしたいということで、それぞれの意見書をまとめた形で提出をさせていただいております。なお、現在、今議員のほうからお話ありましたとおり、環境アセス、第1段階目の配慮書の段階でございます。今後、これから第2段階目の方法書、そして第3段階目の準備書、そして最終の評価書の手順で、おおむね3年から4年かかるということで県のほうからお聞きしてございます。3から4年かけましてそれぞれ手続を進めていくことになりますけれども、それぞれの段階で計画図書の公告、縦覧をしまして町民の皆さんの意見をいただくとともに、その都度町のほうでも環境審議会を開催いたしまして、その答申を受け、町の意見書を県知事のほうへ提出というような形になっていきます。今年度も町からの要請によりまして、町内全

地区で、6地区で3回目となります説明会を開催をさせていただきました。また、その後、本来事業説明会につきましては第2段階の方法書からの説明会になるわけでございますけれども、町の要請によりまして第1段階目の配慮書の段階におきまして説明会開催、実施をさせていただいたところでありまして、説明会におきましては、町民の皆様から多くのご意見、ご要望をいただいたところでございます。事業につきましては、何よりも地域の合意形成が重要であるのかなというふうに考えてございます。町としましては、引き続きあらゆる機会を利用して、山形県や事業者の説明会の開催をこれからもお願いしまして、町民の皆様の意見や要望等の吸い上げしていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 紹介ありがとうございます。今の部分は、多分記す以降のことだと思うのですが、ちなみに主文、一番メインのところはどのように書いてありますか。

議長（土門治明君） 畠中地域生活課長。

地域生活課長（畠中良一君） お答えいたします。

知事への町の回答書になりますけれども、計画段階配慮書に対する意見について回答という形で表題つけてございます。それから、その後でございますけれども、山形県遊佐町沖洋上風力発電事業等計画段階配慮書について、環境の保全の見地からは適当であると認めます。なお、今後計画するに当たっては、特に以下の点ということで、先ほど申し上げました6点でしてでしょうか、それぞれの項目を条件という形で付して県知事のほうへ回答させていただいております。

以上でございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） ということで、話をまとめますと、一番メインとなる話としては、今のところ出された回答書によると、計画段階配慮書について、環境の保全の見地からは適当であるというふうに回答をしているわけです。先ほど申し上げましたけれども、9月の定例会の頃からやはり町民の関心は急に高まってきております。それは、私たち議員が行っている町民との懇談会でも十分感じることができました。となると、附帯意見としていろいろいっぱい書くのは当然大事なのですが、その主文で、これ出されたものはあれですけれども、これから出すものに関して、主文においてどういうふうにかかるといのは大きい影響が出てくる可能性があります。臂曲地区の採石問題で私たちは経験しました。町長が、これ話の精度が違うので、一概に比較できませんけれども、知事から意見照会が来て回答するということに関しては、そこに関しては一緒です。そこに関してどういうふうに町長が書いて戻すかと、それが大事であって、場合によっては歴史的にも後々検証の対象になるというわけでありまして。これから私思うに、いろいろ意見、疑問が出てきている。ところが、ほとんど解決されない状況において、環境の保全の見地からは適当であると認めるというような単純な書き方はすべきでないというふうに私は思います。附帯意見でいろいろ書こうが、それは附帯意見ですので、やはり主文でしっかり伝えるべきだというふうに思います。ですので、これから、現状は現状ですけれども、現状についての質問をしましたけれども、でもこれから大事ですので、これからどういうふうに回答に対応していくのか、ぜひお願いいたします。

議長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 私は、風力発電についてよく何回も答えているのは、住んでいる地域にとって、住民にとってやっぱりリスクがないようにお願いしたいということは、それは当然これからも主張していかなければならないことだと思っていますし、やっぱり県が今のところ設置基準というのはまだ設けておりません。山形県としてやっぱり進めるのであれば県としての設置基準、リスク管理の協定書のたたき台を、やっぱり計画がしっかり次の段階、計画が設定されたら県として示していただくということが一番望ましいことだと思っています。私が今答えるということを改めて言ってしまうと、審議会にける皆さんの意見を吸い取るということに関しては、多少越権行為やってしまうというおそれもありますので、今後気をつけたいと思います。ただ、1個だけ今、新しい大臣、内閣の行革大臣ですか、再生可能エネルギーを入れるのだから、手順を緩和するという発言がありました。非常に心配をしています。せっかく環境影響評価法によって、これから第1段階、第2段階、第3、第4というふうに手順を踏んでしっかり意見を求められながら進むのであろうなと思っていましたが、与党の政府の行革大臣たる人が、そんなにも基準緩和するのなら法律を改正して、十分やれる立場のある人が会議を通さないで自分の意見として手順を早めるべきではないか、省略するべきではないかという発言が非常に心配しております。町として、地域としてはやっぱりしっかりと決められた手順、ルールにのっとって、やっぱり影響評価に基づいた方法書、そして準備書、配慮書、評価書というような形を手順どおり進めていただきたいと、このように思っています。

議 長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5 番（齋藤 武君） 環境審議会の答申に基づいて回答を出すという話はあると思うのですけれども、それは一つの判断材料だと思うのです、首町として。それを踏まえつつ、あとは政治判断、政策判断があると思いますので、そこはきちっと状況を見て進めていただきたいと思います。

ちょっと若干時間ありますので、町長に引き続きお聞きします。数年前にヨーロッパに風力発電の見学に赴かれたと思うのですけれども、どこに行って、どのような規模のどんな風力発電で、どういう所感をお持ちになったか、簡潔にお願いします。

議 長（土門治明君） 時田町長。

町 長（時田博機君） 友好都市のハンガリーの35周年にお邪魔した後にフランクフルト経由でドイツにお邪魔してきました。プレーメンというところでした。ただ、飛行機が遅れて、私はもう本当に夜中着いたのかな。そして、実は荷物もロストで、全然荷物が23日に戻ってこない状況でありましたが、エネルコンという今遊佐町で風車を設置している会社に表敬訪問させていただきました。その当時、その会社は洋上ではなくて、陸上風力で8,000キロワットぐらい。8,000キロワットぐらいというと、やっぱり陸上近いですから、かなり高いです。300メートルぐらい、200メートル以上、それ300メートル近くあったと思いましたが、そのような畑の中の風車とか、それから8,000キロワットぐらいの組み立てる、港湾で、その港で組み立てるという作業していましたので、すごく進んでいるのだなと思った反面、ドイツは物すごく風力については積極的に取り入れようとしているなという思いを感じました。なぜならば、隣がオランダでありました。オランダというのは風を利用してエネルギーとして、あるいは電気でなくても製粉とか、いろんな形でやっぱり風車があるという風景が当たり前のエリアでありましたので、その隣国としての風車を取り入れようというのは非常に前向きだなという思いと、それからエネルコンという本社に行っ

てびっくりしたのは、世界中の今エネルギーの発電量がほぼ瞬時にどれだけ発電しているか把握できているということがやっぱりすごいのだなと思いました。これは、実は遊佐町でも進出している日立さんでも国内の日立で発電している風力については今どれだけ発電しているか、累計どれだけ発電しているかのデータを瞬時に見ることができるシステムが整っていたということが非常にやっぱり合理的に進めているのだなという思いをしてきたところです。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） 私は、てっきり洋上風力かと思いましたけれども、畑の中の陸上風力ということでした。そのときにどなたかと一緒にお行きになったと思うのですけれども、今回その方は環境影響配慮書を出している企業の方ですか。

議長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） エネルギーを導入している酒田の会社の社長からご案内いただきましたが、残念ながら飛行機が遅れた関係で予定した宿泊はできずに遅れていってしまいました。そして、実は23日も荷物ロストと言ったのですけれども、ロストした補償金で宿泊の料金を払わせていただいたということでございます。

議長（土門治明君） 5番、齋藤武議員。

5番（齋藤 武君） そうしますと、環境影響配慮書を出した酒田の企業の関係者の方と一緒にいったということになります。時間がないので、これ以上話はそこに関してではできませんけれども、やはり規模の大きな事業です。最終的にどの事業者が実際の発電を行うか分かりませんが、やはりそういうことも含めて、町長は当然十分ご存じで、私が言うのは僭越な話ですけれども、季下に冠を正さずということもあります。瓜田にくつを直さずということもありますので、そこはご留意いただきたいと思います。

これから先、遊佐の洋上風力発電はかなり慌ただしくなってくるのだと思います。先ほども少し申し上げましたけれども、やはりそのタイミングを逃してしまうとずるずると悪い方向に行ってしまうと修正利がなくなって、建ってしまうとこんなはずではなかったということになるのが一番心配されます。脱炭素社会は大事なのですが、でも生活を必要以上に犠牲にしてやるものではないというふうに思いますので、ぜひそこは環境を大事にしている遊佐町としては十分留意して当たっていただきたいなというふうに思います。

以上で終わります。

議長（土門治明君） これにて5番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

これにて一般質問は全員終了いたしました。

次に、日程第2から日程第13まで、議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算5件、議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定についてほか条例案件2件、事件案件3件を一括議題といたします。

事務局長をして朗読いただきます。

佐藤議会議務局長。

局長（佐藤廉造君） 上記議案を朗読。

議長（土門治明君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から提案理由を申し述べさせていただきます。

議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）。本案につきましては概要を申し上げます。今年度の歳入全般について収納状況を見通し、歳出においては各種事業における変更や新規事業への対応を行った結果として、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億2,100万円を増額し、歳入歳出予算の総額を118億9,900万円とするものであります。

歳入について主な内容を申し上げますと、地方交付税で1,282万7,000円を増額、国庫支出金では1,295万9,000円を減額、県支出金では1,372万6,000円を増額、寄附金ではふるさと納税寄附金で1億円を増額、諸収入では744万7,000円を増額、そのほか事業費の精査等により歳入補正総額で1億2,100万円を増額計上するものであります。

一方、これに対する歳出の主な内容を申し上げますと、民生費では障害者自立支援給付金事業で923万6,000円を増額するなど総額1,572万3,000円を増額、衛生費では予防接種事業費など総額602万3,000円を増額、農林水産業費では松くい虫防除事業（町単独）で900万円を増額するなど総額1,125万2,000円を増額、商工費では観光施設整備事業など総額905万9,000円を増額、土木費では持家住宅リフォーム支援金交付事業など総額1,600万円を増額、教育費では小学校施設改良事業で2,650万円を増額するなど総額5,514万3,000円を増額、そのほか事業費の精査等により歳出補正総額で1億2,100万円を増額計上するものであります。

議第79号 令和2年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。本案につきましては、国民健康保険税の減額と繰越金の増額が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,339万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を15億836万3,000円とするものであります。

歳入の主なものを申し上げますと、国民健康保険税を1,657万円減額し、繰越金を3,016万6,000円増額しております。

一方、歳出の主なものを申し上げますと、保険給付費を824万円、諸支出金を1,491万5,000円増額しております。

議第80号 令和2年遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）。本案につきましては、遊佐町公共下水道事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ265万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,092万8,000円とするものであります。

歳入について申し上げますと、使用料で204万円、諸収入で61万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で265万円を増額するものであります。

議第81号 令和2年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。本案につきましては、遊佐町地域集落排水事業に係る一般管理費の見直しにより、歳入歳出予算の総額にそれぞれ25万円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ9,325万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、繰越金で25万円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務管理費で25万円を増額するものであります。

議第82号 令和2年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う保険料の減免措置及び制度改正によるシステム改修費に伴う国庫支出金等の増額並

びに保険給付費等の実績見込みを踏まえた補正が主なものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ560万円を増額し、歳入歳出予算の総額を19億6,410万円とするものであります。

歳入について申し上げますと、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の措置により23万3,000円の減額、国庫支出金で295万8,000円、支払基金交付金より給付費過年度精算金として70万円、繰入金で217万5,000円を増額するものであります。

一方、これに対応する歳出につきましては、総務費で427万2,000円、保険給付費で70万円、地域支援事業で62万8,000円をそれぞれ増額するものであります。

議第83号 令和2年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）。本案につきましては、令和2年度水道事業会計予算における第3条に定めた収益的収入について、営業収益の受託工事収益で200万円を増額し、水道事業収益予定額を4億387万円とするものであります。

これに対応する収益的支出について、営業費用の受託工事費で200万円を増額し、水道事業費用予定額を3億7,883万2,000円とするものであります。

議第84号 遊佐町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律及び関係省令等の一部改正に伴い、地方税の課税免除を規定する条ずれを整理するため提案するものであります。

議第85号 遊佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、国民健康保険税の税額算定方式の変更に伴う規定の整備、さらに個人所得課税を見直す所得税法の一部改正に伴う地方税法施行令の一部改正に伴い、関係する規定を整備するため提案するものであります。

改正の趣旨につきましては、税額算定において軽減判定所得基準の見直しほかに関する規定の整備を行うものであります。

議第86号 遊佐町環境基本条例の一部を改正する条例の制定について。本案につきましては、環境の保全に関する協定の締結について、協定を結べる範囲が町長のみとなっているところ、関係する周辺の地域、団体等とも結べる規定の追加を行うものであります。

議第87号 新庁舎備品の取得について。本案につきましては、新庁舎備品を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第88号 スクールバス（中型）の取得について。本案につきましては、新型コロナウイルス感染防止対策として、児童生徒の分乗及び密集状態軽減のため、スクールバス2台を新規に取得することについて、地方自治法第96条第1項第8号の規定により提案するものであります。

議第89号 橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事に係る請負契約の一部変更について。本案につきましては、橋梁長寿命化修繕計画事業広畑橋下部工工事について、契約金額を変更して実施する必要があるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により提案するものであります。

以上、補正予算案件6件、条例案件3件、事件案件3件についてご説明申し上げます。詳細につきましては所管の課長をして審議の過程で説明いたさせますので、よろしくご審議の上、議決くださいますようお願い申し上げます。

議長（土門治明君） 次に、日程第14、補正予算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

議第78号 令和2年度遊佐町一般会計補正予算（第6号）ほか特別会計等補正予算5件については、恒例により小職を除く議員11名による補正予算審査特別委員会を構成し、審査を行うことにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、会議規則第39条の規定に基づき、補正予算審査特別委員会に付託し、審査することに決しました。

お諮りいたします。それでは、補正予算審査特別委員会委員長に総務厚生常任委員会委員長の菅原和幸議員、同副委員長については佐藤光保議員を指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、補正予算審査特別委員会委員長に菅原和幸議員、同副委員長には佐藤光保議員と決しました。補正予算審査特別委員会が終了するまで本会議を延会いたします。

（午後4時35分）